

陳 情 書 綴

(陳情第16号～第47号)

令和5年第4回 市議会委員会審査分

堺 市 議 会

目 次

陳情第 16号	J R北海道の国有化について……………	1
陳情第 17号	インボイス制度について……………	3
陳情第 18号	特定商取引法の改正について……………	5
陳情第 19号	健康保険制度について……………	7
陳情第 20号	児童自立支援施設について……………	9
陳情第 21号	行政にかかる諸問題についてのうち第1～4項……………	11
陳情第 22号	行政にかかる諸問題についてのうち第1項……………	19
陳情第 23号	行政にかかる諸問題についてのうち第1項……………	23

(議会運営委員会)

陳情第 21号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	11
---------	------------------------------	----

(総務財政委員会)

陳情第 21号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	11
陳情第 22号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	19
陳情第 24号	障害者施策等の充実についてのうち本委員会所管分……………	29
陳情第 25号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	37

(市民人権委員会)

陳情第 21号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	11
陳情第 24号	障害者施策等の充実についてのうち本委員会所管分……………	29
陳情第 26号	自治会活動について……………	41

(健康福祉委員会)

陳情第 21号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	11
陳情第 22号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	19
陳情第 23号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	23
陳情第 24号	障害者施策等の充実についてのうち本委員会所管分……………	29
陳情第 25号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	37
陳情第 27号	障害者施策の充実について……………	43
陳情第 28号	障害者施策の充実について……………	45
陳情第 29号	障害者施策等の充実について……………	47

陳情第 30号	児童発達支援センターについて……………	49
陳情第 31号	新型コロナウイルスワクチンについて……………	57
陳情第 32号	感染症対策についてのうち本委員会所管分……………	61

(産業環境委員会)

陳情第 21号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	11
陳情第 22号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	19
陳情第 25号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	37

(建設委員会)

陳情第 21号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	11
陳情第 22号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	19
陳情第 24号	障害者施策等の充実についてのうち本委員会所管分……………	29
陳情第 25号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	37
陳情第 33号	公共交通について……………	71
陳情第 34号	公共交通について……………	73
陳情第 35号	公共交通について……………	75
陳情第 36号	公園について……………	77
陳情第 37号	交通対策について……………	79
陳情第 38号	堺環濠都市北部地区について……………	81
陳情第 39号	支援学校についてのうち本委員会所管分……………	85

(文教委員会)

陳情第 21号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	11
陳情第 22号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	19
陳情第 23号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	23
陳情第 24号	障害者施策等の充実についてのうち本委員会所管分……………	29
陳情第 25号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	37
陳情第 32号	感染症対策についてのうち本委員会所管分……………	61
陳情第 39号	支援学校についてのうち本委員会所管分……………	85
陳情第 40号	支援学校について……………	87
陳情第 41号	教科書について……………	91
陳情第 42号	交通対策について……………	95
陳情第 43号	図書館行政について……………	97
陳情第 44号	学校図書館について……………	99
陳情第 45号	放課後施策について……………	101
陳情第 46号	放課後施策について……………	103

陳情第 47号 放課後施策について..... 105

JR北海道の国有化について

陳 情 者 愛知県安城市

社会の歪を鋭く追及 政策提言する世直し集団「一輪のバラの会」

代表 加 藤 克 助

JR北海道の国有化を求める意見書を国に提出する事に関する陳情書

陳情の内容

現在、中国は台湾の武力統一は否定せず、東アジアの状況は緊迫しています。東アジアで戦争が勃発すれば、海外からの農産物の輸入は中断、食料の自給率が低い日本は甚大な影響を受けます。

国内において、北海道が農産物の供給で大都市向けに重要な役割を果たしています。

国は、東アジアの紛争を見据え、国策で民営化のJR北海道を再び国有化し、地方路線を復活維持して、北海道から鉄道で食料を大量に安定的に大都市に供給する事です。

<陳情事項>

ロシアによるウクライナ侵略戦争が、勃発して約1年経ちました。東アジアの状況も、中国が台湾の武力統一を否定せず、我が国を取り巻く状況は厳しさを増しています。

食糧安保政策を考えると、日本は食料自給率が低く、海外から農産物を大量に輸入しています。東アジアで紛争が起きれば、日本に食料危機が起きます。その為に北海道を日本の食料供給基地として位置づける事です。

しかし、現状は北海道全体で過疎化が進み民営化されたJR北海道の経営方針は、路線を見直し不採算路線は廃線を進めています。

国策でJR北海道を再び国有化し、地方路線を復活し北海道から安定的に農産物を大都市に大量に食料を供給する事です。日本の食料危機に対する国の政策の一助となります。

ついては、国に対し、JR北海道の国有化に関する意見書を提出して下さるよう陳情します。

受理年月日 令和5年2月8日

インボイス制度について

陳 情 者 東京都北区
インボイス制度を考えるフリーランスの会 事務局
阿 部 伸

国に対し、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める陳情書

陳情の内容

デフレ経済が長らく続く我が国において、新型コロナ危機、物価高により地域経済の疲弊はより一層進んでいます。そうした中で2023年10月からの適格請求書等保存方式（インボイス制度）実施に向けた準備が進められています。

インボイス制度は事業者間の取引慣行を壊し、免税点制度を実質的に廃止するものです。適格請求書（インボイス）を発行するためには、営業収入が少なくても課税事業者になる必要があり、消費税納税の義務が発生します。また、課税事業者が消費税の仕入税額控除を受けるためにはインボイスが必要となるため、免税事業者は取引から除外される可能性があります。個人事業主、フリーランス、個人タクシー運転手、小規模農家、シルバー人材センターに登録して働く高齢者など、広範な事業者に負担増が強いられます。

一方で現在、課税事業者であっても、シルバー人材センターのように支払先の多くが免税事業者であり、その支払先がインボイスを登録しない場合、仕入税額控除ができず、多額の税負担が発生する事業者が多くあります。また、日本俳優連合（理事長 西田敏行氏）では、年間合計で1億円程度になる映画などの二次使用料を延べ数万人に対して1件1円から分配しており、そうした多数の出演者の課税・免税を調べること、個別協議等を行うことは不可能とし、是正を求める声明を発表しています。

そのほか、日本商工会議所や全国中小企業団体中央会、全建総連、中小企業家同友会、日本チェーンストア協会、日本漫画家協会、日本SF作家クラブ、日本美術著作権連合、全国青色申告会総連合などの中小企業団体や税理士団体も「凍結」「延期」「見直し」の表明や、現状のままでの実施に懸念の声をあげています。

中小零細事業者にとって消費税は価格に転嫁することが困難な状況にあり、インボイス制度導入

を契機とした廃業の増加や成長意欲の低下を招く等、地域経済の衰退に拍車をかけるおそれがあり、加えて制度の周知が不十分であるため、このまま実施されれば、多くの混乱を招くことも考慮する必要があります。

多くの事業者は新型コロナ危機の下、事業継続に懸命に取り組んでおり、インボイス制度への登録、経理変更準備に取りかけられる状況ではありません。

つきましては、貴議会が政府及び国会に対し、中小零細事業者の事業存続と再生、ひいては日本経済振興のために、インボイス制度導入の延期・見直しを求める意見書の採択・送付を求め、陳情いたします。

<陳情事項>

国に対し、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求めること。

受理年月日 令和5年2月20日

特定商取引法の改正について

陳 情 者 大阪市中央区
全大阪消費者団体連絡会
代表者 米 田 覚

悪質商法をなくし、消費者被害を減らすため、施行後5年後見直し規定に基づく
特定商取引法の抜本的な改正を求める意見書採択を求める陳情書

陳情の内容

特商法の施行後5年後見直しの時期を迎え、私たち全大阪消費者団体連絡会は、消費者被害の防止・救済に取り組む弁護士を講師に招き、3回の学習会を重ねました。

学習会では、

- ① 2021年の全国の消費生活相談のうち約55%を特商法の対象取引分野が占めること、
- ② 80歳以上の相談の3割が訪問販売と電話勧誘販売であること、
- ③ 海外では消費者があらかじめ勧誘を拒否できる制度を導入する国・地域が増えていること、G7の国の中で電話勧誘事前拒否制度を導入していないのが日本だけであること、大阪府は消費者保護条例で訪問販売お断りステッカーに事前の勧誘拒否の効果を認めていること、
- ④ 相談の中でインターネット通販に関する相談が最も多いこと、SNS関連の相談が急増していること、
- ⑤ 2022年6月施行改正特商法による「詐欺的な定期購入商法」の規制強化後も相談が続いていること、
- ⑥ マルチ商法の相談は年10,000件前後から減らず、そのうち半数近くが20歳代で平均被害額が増えていること、2020年8月には豊中市の22歳の女性がマルチ被害を苦に自死されたこと、

などを学びました。

高齢化は今後も進みます。成人年齢は18歳に引き下げられました。デジタル化により消費者被害が複雑化・高度化しています。被害実態に対応した特定商取引法の改正が求められています。

2023年2月9日に大阪市議会、3月17日に大阪府議会が、本件に係る意見書を全会一致で既に採択されました。悪質商法をなくし消費者被害を減らすために、同趣旨の意見書を採択していただきますようお願いするものです。

<陳情事項>

特定商取引法（以下「特商法」）が、2016年改正時の附則第6条に定める「施行5年後の見直し」の時期を迎えています。

悪質商法をなくし、消費者被害を減らしていくために、

1. 訪問販売や電話勧誘販売について、消費者があらかじめ拒絶の意思を表明した場合には勧誘してはならない制度とすること及び事業者の登録制を導入すること
2. SNS等のインターネットを通じた通信販売の勧誘等につき、行政規制、クーリング・オフ等を認めること、及び権利を侵害された者はSNS事業者等に対し、相手方事業者等を特定する情報の開示を請求できる制度を導入すること
3. 連鎖販売取引について、国による登録・確認等の開業規制を導入すること及び規制を強化すること

を柱とする「施行後5年後見直し規定に基づく特定商取引法の抜本的改正を求める意見書」を、地方自治法第99条の規定により国に提出していただきたく、陳情いたします。

受理年月日 令和5年5月15日

健康保険制度について

陳 情 者 大阪市浪速区
大阪府保険医協会
理事長 宇都宮 健 弘
大阪市浪速区
大阪府歯科保険医協会
理事長 小 澤 力

健康保険証廃止の「凍結」を求める意見書提出を求める陳情書

陳情の内容

2023年6月2日、国会において「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案」が成立しました。これにより2024年秋には健康保健証が廃止されることとなります。

現在の国民皆保険体制では、健康保険証は原則無差別・無条件に交付されています。これは「国民健康保険法」が第1条（この法律の目的）に「社会保障及び国民保健の向上」を謳い、国民の生命・健康を守る普遍的な医療保障をめざすものであることを体現しています。

これに対し、マイナンバーカードの取得、マイナ保険証の紐づけ、マイナ保険証に代わる新たな資格確認書の取得の何れをとっても「申請」に基づくものとなっており、健康保険証の廃止は、保険医療機関で医療を受けるために必要な資格確認の手段の取得を「自己責任」にしてしまい、国による社会保障責務の著しい後退につながるものです。まして法改正を前に「マイナ保険証」をめぐるトラブルが大量発生し、それをメディアが大きく取り上げ、人々の不安が大きくなっており、このような事態を放置したまま、健康保険証を廃止して良いはずがありません。

つきましては堺市議会より、住民の生命・健康を守るため、国に対し健康保険証廃止の「凍結」を求める意見書の採択を強く求めます。

受理年月日 令和5年7月27日

児童自立支援施設について

陳 情 者 堺市美原区

「児童自立支援施設」を考える市民の会

東 摩耶子

共同代表 美佐田 和 之

堺市内に「児童自立支援施設」の建設を求める要望

陳情の内容

私たち子どもの健やかな育ちを望む市民は、2019年8月に永藤市長がこの施設建設の“中断”表明をして驚き、担当課などへ事情を聞きに行くなどしました。ところが事態は好転せず、何もしないではこのまま建設されなくなるとの危惧を抱く市民が、この施設の建設を求めようと集まりました。そしていろんな関係する方々から学び、また自らも学習しながら3年半、市民にこの事態を知らせ、署名活動、街頭宣伝などで子どもたちには必要な施設なのだと訴えてきました。署名はわずか2カ月余りで、6,751筆集まりました（他にわずかな期間のネット署名886筆）。また、テレビでも取り上げられ（4月TBS放映）ました。今ほど困難な環境に置かれている子どもに社会が手を指しのべなければならぬ時代はないと思います。そして、2021年3月の市議会決議では、全議員の賛成で付帯決議がつきました。

付帯決議の趣旨の柱は、子どもの成長が地域で見守られ、施設入所によって地域から隔離されることの無いようにとのことではないかと思えます。言い換えれば、その最善策は堺市内に建設することだと思えます。いろんな角度から繰り返し陳情してきたとおりです。

ところで、この4年間、子どもを取り巻く環境は、良くなってきたでしょうか。いうまでもなくその反対です。実の親の虐待であったり、関係機関が保護の手を差し伸べても、うまく機能しなかったりと、好転するどころか悪化の一途をたどっています。守るべき親がその思いを持たなくなるような社会、保護すべき行政が手が回らないような現状等、個人の努力ではいかんともしがたい現実が立ちはだかっています。

さらに、社会的養護という概念も広がり、子どもが権利の主体であるという考え方も不可欠な視点であると言われてしています。

そうした中で堺市が、お金がかかるからという理由でこの施設建設を中止したことは、まさに問題解決の道筋に逆行していると言わざるを得ません。私たちは、堺市内への児童自立支援施設の建設を強く望みます。

加えて、堺市においては、理解できない様々な財政上の問題が浮上しています。①府立の施設に堺市が3億円も拠出して寮建設をする、②委託金はこれまで通り毎年支払う、等です。堺市は財政危機だと言いながら、実はそうでないとか、なぜそんな府の施設にお金を投入するか、どういう経緯でそうなったのかも説明もなく、分からないことばかりです。市民の声で裁判も行われています。市長に説明を求めても、なんらの対応もありません。市民の声を聞くのが市長の第一義の仕事ではないかと思えます。私たちは当面、付帯決議の実行を強く求めます。

堺市議会におかれましても、付帯決議の実行を市長に求めて下さい。よろしく申し上げます。

受理年月日 令和5年8月4日

行政にかかる諸問題について

陳情者 堺市北区
新日本婦人の会 堺支部
代表 長川堂 いく子
大野 ますみ
谷原 朝子

陳情の内容

私たち新日本婦人の会は、ジェンダー平等をめざす立場から、子育てから高齢者までの幅広い世代の会員の願いや要求を汲み上げ、女性ならではの様々な問題からの生きづらさを解消できるようにと草の根の運動を進めています。そのためもっとも身近な市政に対して、政令市の権限と財源を大いに活かし、市民が主人公で誰もが安心して暮らせる堺市であってほしいと切実に願っております。特に万博・IR カジノのインバウンド頼みの開発よりも、市民の声を聴き、社会保障など優れた施策はさらに前進させてください。

また軍事費のための増税に反対し、市民の命と暮らしを守るための予算の増額を国に対して要望して下さい。「自治体と市民の繋がり強化」「安全・安心の街づくり」「福祉の充実」「子どもの笑顔あふれる町づくり」の実現を願い、ここに陳情いたします。

<陳情事項>

1. マイナンバーカード取得の強制には反対です。国は2024年秋に保険証廃止の方針を打ち出しました。健康保険証が廃止となればマイナンバーカードを持たない人は公的保険診療から遠ざけられる結果となります。国民皆保険制度の下でまもられている国民のいのちと健康が脅かされます。議会として、今まで通り本来の健康保険証が使用できるよう国へ要望してください。
2. 唯一の戦争被爆国であり、被爆の実相を知る日本の国民の多くが核兵器廃絶を望んでいます。民意を尊重し、議会として日本政府に「核兵器禁止条約」2周年の年として署名と批准がなされるよう働きかけてください。
3. 今日本に軍用施設が増えています。特に沖縄ほか南西諸島にも住民が知らない間に軍用施

設を増やし、戦争への準備が急ピッチで進められています。私たちは憲法、とりわけ9条を守り生かし、武力を持たないことが戦争をなくす日本の証だと認識しています。軍事で平和を築くことはできません。「憲法9条」を堅持し、生かす立場を議会として示してください。

4. 国の突出する軍事費を減らし、市民の暮らしに予算を増やすよう、市議会として国に要望してください。

議会運営委員会審査分

5. 「議会のうごき」のページは、議会でなにか決定したのかがより分かるようにしてください。7月号議案第46号「和解について」は、この掲載をもとに一体何が決まったのかインターネットで検索してみましたが、全く分かりませんでした。

総務財政委員会審査分

6. 堺市は「副都市推進本部会議」「大阪広域ベイエリアまちづくり推進会議」「新しいまちづくりのグランドデザイン推進本部会議」などに参加しています。大阪湾の人工島夢洲は、土壌汚染、軟弱地盤や大規模災害に対する脆弱性など様々な問題点があり、集客施設には向かないことが指摘されています。夢洲でのIRカジノ開発は立ち止まって見直しをするよう、堺市として、大阪府、大阪市に提案してください。IRカジノを中心としたインバウンド事業は市民の望むこととかけ離れています。IRカジノ目当ての堺駅・堺旧港の開発も見直してください。
7. 市政の情報が広く届くための重要な手段である「広報さかい」のさらなる充実を求めます。これからも、いのちと暮らしを守るためのセーフティネット情報（無料定額診療・子ども食堂・食糧支援等）を大きく取り上げて下さい。
8. インターネット環境を持たないデジタル弱者に配慮して、クールスポットの開設場所などはQRコードでの情報提供ではなく、具体の日程や場所などの情報を掲載してください。
9. マイナンバーカード取得の強制には反対です。国は2024年秋に保険証廃止の方針を打ち出しました。健康保険証が廃止となればマイナンバーカードを持たない人は公的保険診療から遠ざけられる結果となります。国民皆保険制度の下でまもられている国民のいのちと健康が脅かされます。堺市として、今まで通り本来の健康保険証が使用できるよう国へ要望してください。
10. 長年女性を「雇用の調整弁」として不安定で低賃金の非正規労働に追いやってきました。そこへコロナ禍における失業や物価上昇が、生活を直撃する等女性の貧困問題は深刻です。堺市においては、女性の就職応援プロジェクト等の取り組みを行っているようですが、堺市職員の非正規率も課（区）によっては、70%を超えています。正規労働者と非正規労働者の

待遇格差の改善や継続して就業を希望する人には正規雇用への転換ができるように企業の意識改革に取り組むとともに堺市としても率先して同様の取り組みを求めます。

11. 令和3年に出された「堺市財政危機宣言」は、予算編成が困難な状況は回避できる目処が立ったとのことで令和5年に解除されました。しかし、財政危機脱却プランで、市民生活へのサービスは大きく削られたままです。堺市は2012年をピークに人口減少に転じています。

堺市は市民の声を聴き、住民サービスを充実させてください。子育て環境の充実、子どもの力を伸ばす教育の推進、就労の機会の拡充等の充実した施策を進めることが、若い世代の定住に繋がる大きな推進力になると考えます。

12. 国の突出する軍事費を減らし、市民の暮らしに予算を増やすよう、市として国に要望してください。

13. 期日前投票開始と選挙公報の配布のずれについては、手続き上制約があるのでやむを得ないとの回答があり一定の理解はできます。しかし、全戸配布と区役所市政情報コーナーでの配布を同時に開始しなくてはならないのでしょうか。

6月の市長選挙で投票率の低さが問題になりました。市長選挙があることすら市民に充分周知されていなかったという指摘もあります。「選挙広報」以外にも投票率を上げるための多種多様な取り組みを市としても積極的に進めてください。

14. 権利としての投票が保障されるように「誰もが投票しやすい環境づくり」を行ってください。介護認定者には、郵便投票ができるように強く法改正を働きかけて下さい。

近くに投票所があっても、校区割りの都合で高齢者には行きにくい投票所に行かなければいけない場合があります。「遠くて投票に行けない」状況を変えるために、投票所を増やすとともに地域割りで投票所を設置する方法も検討してください。又、高齢者に対する配慮がないため投票できなかったという声も聴きます。投票所のバリアフリー化も真剣に検討してください。国民が政治に参加する権利を保障するために投票を正確に集計してください。

市民人権委員会審査分

15. 堺市には公民館のない区が3区あります。東区、美原区、南区にお住まいの方が、他の区の公民館を活用できるように、広報さかいの情報ひろば等でお知らせをしてください。また、市内に設置されている6館を活用するために、堺市乗合タクシーを利用できるよう、公民館を停留所とするルートを設置してください。

16. 「第5期さかい男女共同参画プラン」2022年～2026年度計画期間を読むと現状が分析され課題や問題が詳しく述べられています。しかし今年の日本のジェンダーギャップ指数は、過去最低の125位です。堺市の参画プランで述べられているように、意思決定過程への女性の

参加促進や女性の活躍を支える環境の整備、子どものころからのジェンダー平等教育の推進等様々な取り組みが必要とされています。堺市として先進的な取り組みを積極的に行ってください。

ダイバーシティ推進部がおかれたと伺っています。どのような位置づけでどのような取り組みをされるのでしょうか。

17. 女性が気兼ねなく集まり、地域活動が行える場所が必要です。女性の社会参加を促進するためにも各区に女性センターを作ってください。高齢者にとっても元気で地域と関わるコミュニティの場が必要です。今ある公共施設の中からも利用できる無償の部屋を確保して下さい。
18. 経済的理由で生理用品が十分に買えない「生理の貧困」の問題は深刻です。気兼ねなく使えるように学校・公共施設のトイレの個室には、トイレットペーパーと同様に生理用品を常備してください。堺市の生理用品の配布は大切な取り組みであると思いますが、「1人1パック（28枚入り）」「在庫が無くなり次第終了」ではなく、必要な分量を配布し、継続して取り組んで下さい。
19. リプロダクティブヘルス/ライツの課題にむけて、堺市として学校現場や公的機関等と連携し、意識の浸透をはかり正しい知識の普及に取り組んで下さい。
20. 唯一の戦争被爆国であり、被爆の実相を知る日本の国民の多くが核兵器廃絶を望んでいます。民意を尊重し、市として日本政府に「核兵器禁止条約」2周年の年として署名と批准がなされるよう働きかけてください。
21. 今日本に軍用施設が増えています。特に沖縄ほか南西諸島にも住民が知らない間に軍用施設を増やし、戦争への準備が急ピッチで進められています。私たちは憲法、とりわけ9条を守り生かし、武力を持たないことが戦争をなくす日本の証だと認識しています。軍事で平和を築くことはできません。「憲法9条」を堅持し、生かす立場を市として示してください。
22. 原爆・空襲などを語る戦争体験者が高齢化し、年々減少しています。戦争体験が風化しないよう、学校や市民講座で平和について学ぶ企画や戦後生まれの語り部の養成など、市としても取り組みを強めてください。

健康福祉委員会審査分

23. 新型コロナウイルス感染症は、「5類」に移行され医療機関に対する支援の大幅削減、患者の負担増となっています。重症化リスクのある人や希望する人にはワクチンの無償化を継続するとともに患者の負担軽減を検討してください。今まさに感染者が増加傾向にあります。障がい者施設等では、クラスターも起きているようです。病院だけでなく、障がい者施設では日割り計算のため閉所による経営の圧迫が起きていると伺っています。是非、堺市独自の支援を検

討するとともに国に対して支援を要望してください。

24. 国民健康保険料は、激変緩和措置が令和5年度で終了します。令和4年度から未就学児に係わる均等割り保険料の5割軽減措置が行われていますが、そもそもの保険料が高く、止まらない物価高で子育て世代の経済的負担は大きいものがあります。堺市として大阪府に保険料の減額を要望するとともに保険料の統一化を止めて、財政措置を検討してください。

また、18歳までの子ども医療費を完全に無償にしてください。

25. 高齢化に伴い、加齢性難聴が増加しています。補聴器購入の助成制度をつくってください。補聴器はメガネ・入れ歯補装具などに比べあまりにも高額です。他の自治体で、身体障がい者手帳の対象とならない軽中等度難聴者に対して補聴器の助成が増えてきています。堺市独自の助成制度をつくってください。
26. ゆとりを持って子どもたちの保育ができるよう保育士の配置基準の見直しと、保育士の待遇を改善するための予算を増やすよう要望します。
27. [ヤングケアラー]の実態調査を早急に進め、福祉・介護・医療のサービスと連携するなど、手を差し伸べる対策を早急に進めることを要望します。

産業環境委員会審査分

28. 2023年5月に運行開始予定であった大仙公園の気球がしぼんでしまいました。ヘリウムガス漏れの原因究明はどのようになっていますか。またかかった費用、貴重なヘリウムガス代、設置費などの負担はどこがするのでしょうか。この気球が上がったとしても大仙陵古墳の全貌が見えるわけではありません。この計画を見直してください。

建設委員会審査分

29. SMIプロジェクトについて、令和7年度の計画（案）作成の準備を加速していると聞きました。美原ラインについては地元住民の声を聴き、十分な検討の上計画してください。
- 堺東から堺間の都心ラインは現行のシャトルバスが十分機能しており、公共交通のあり方、自動運転などについても、令和4年度の「意見募集」によせられたように広く市民の意見を聞くとともに、具体的で分かりやすい説明を求めます。
30. 自転車を日常的に活用している市民は多いです。「自転車の町堺」の名にふさわしい安全かつ快適な自転車レーンや駐輪場の整備・拡充、をしてください。現在、自転車レーンでは、幅の狭い箇所や、突然レーンが途切れる場所もまだまだあります。全市で、地域等と連携して現状を把握の上、安全で快適な自転車走行ができる道路の整備を要望します。
31. 今年4月1日より、全ての自転車利用者に対して乗車用ヘルメット着用の努力義務が課されています。自転車事故が増加しています。安全に走行できるよう自転車ヘルメット購入の助成

制度を設けてください。また、シェアサイクル利用者のヘルメットはどうなりますか。

文教委員会審査分

32. 市民の知的生活に資する市民の財産である市立図書館を拡充してください。貴重な資料を守り、また多様な市民ニーズに応えられるよう、資料の保全整備及び充実させるための資料購入の予算を増やしてください。高い専門知識と経験の蓄積が求められる司書人材の正規採用、長期的な展望をもって引き続きすすめてください。
33. 子どもたちの学びを保障し教職員の負担を軽減するためにも堺市として小・中学校の全学年で30人学級を早急に実現してください。特に中学校では、令和25年度より全員喫食の給食が始まります。配膳スペースを安全に確保するためにも、教室の環境整備とともに早急に実現してください。
34. 子どもたちが安心して学習できるよう堺市独自で正規の教職員を増やし、欠員や講師不足が起こらないよう、早急な手立てを要望します。
35. 「のびのびルームなど放課後事業」の運営は、プロポーザル方式の民間委託を止めてください。3年毎に事業者が変わり、雇用の安定や保育内容の継続性に支障が生じ、また企業ごとに指導員の処遇や保育の質に違いが出るのが懸念されます。子どもたちが安心して放課後を過ごせるよう、堺市が責任を持って運営してください。
36. 今年度の給食費は2・3学期を無償としていますが、来年度以降も無償にするよう要望します。また4月より給食を実施している大泉中学校では中学校給食における就学援助の項目に中学校給食を入れているようですが、他の学校との不公平感があり納得できません。子育て支援を強めるためにも早急に就学援助を受けている中学生には給食費の項目を入れるよう要望します。また、食材は安全チェックがすぐにできる地産地消である事、子どもたちの健康を考え有機農産物を取り入れるよう要望します。
37. 小学校では授業時数・内容が増えて、個別指導が必要な子どもたちが増えています。教職員は多忙な中でも、わずかな時間をやりくりして対応してくれています。以前行っていた「マイスタディ事業」をぜひ復活するよう要望します。
38. 大阪府が実施している「チャレンジテスト」「すくすくウォッチ」は、全国や堺市の学力テストもあり、子どもたちや教師に大きな負担がかかっています。特に中学校の「チャレンジテスト」は受験の評定の公平性より学校の序列化につながりテスト対策が行われるなどの問題が指摘されています。大阪府に実施しないよう要請してください。
39. 学校に行きづらい子どもたちが増える中で、スクールカウンセラーと相談窓口の体制を強化しフリースクールなど子どもたちの居場所を増やして下さい。身近に行ける場所、例えば川西市のように学校内に居場所を作ることを検討するなど、堺市として補助出来るように予算を増

やして下さい。

40. 小、中学校の体育館にエアコンの設置を早急に進めるよう要望します。近年の気候変動が懸念されているなかで地域の避難所として安全な温度管理ができるよう、また学校行事やクラブ活動で子どもたちや保護者が使用するため、早急に設置して下さい。
41. 「学校群」がゼロ予算で5つの中学校区で試行されています。子どもたちと教職員の施設間での移動や教育のあり方を変える「学校群」のあり方は、これまで以上にそれぞれの負担が増え安心して学習することが保障できません。校舎の老朽化対策が急がれる中、施設のあり方を変え教職員を増やさず子どもたちとの拘わりを変えて、9年生という考えの教育転換で子ども期の成長に大きく影響が及ぶなど、懸念されることが多く考えられます。「学校群」の具体的な中身が保護者や教職員に周知されていない中で25年度からの実施予定は拙速で、現場任せの試行のやり方はあまりにも無責任です。教育を効率的な考えで変えていく「学校群」は見直して下さい。

受理年月日 令和5年8月4日

行政にかかる諸問題について

陳 情 者 堺市中区
堺市内民商連絡会
代表 福 山 征四郎
堺北民主商工会
堺東民主商工会
堺南民主商工会

地域経済、雇用、町並みの担い手。中小零細業者への支援を求める陳情書

陳情の内容

私達民商は地域に根ざし、雇用、経済、文化、町並みに貢献する小規模な業者こそ、堺市が積極的に育成援助するべきとの立場から活動する商工団体です。地元の零細業者に対する施策は、業者個人を助けるという事だけに留まらず、自治体として産業創造と街づくりの発展という大きな視野に立って成されるべき政策課題であるということを、ぜひ堺市に認識していただきたく思い、以下の事を陳情するものです。

<陳情事項>

1. 消費税は小規模事業者ほど転嫁が困難であり、倒産廃業の連鎖を引き起こす税金である事は過去の事例からも明白である。また、低所得者ほど負担が重い逆進性の強い税金であり、社会福祉を必要とする児童や障害者などの社会的弱者の生活費にまで課税されている。社会保障の財源をいうのならば、消費税以外の財源を問うべきであり、「社会保障充実のための財源」などという理屈は、「社会的弱者から取り上げた税金で社会福祉を行う」という、本末転倒の理屈である。これらの問題は複数税率などのその場しのぎの政策によって到底解消されることでもない。国や自治体の財源収入のために、堺市の中小零細小規模業者を切り捨て、社会的弱者への搾取をしても良いという理屈は当然許されない。堺市としても地域経済の損失であり、社会正義の問題である。全国 13 自治体で採択されている消費税引き下げを求める国への意見書を堺市でも採択する事。

総務財政委員会審査分

2. カジノ IR を始めとする大規模事業を推進する副首都推進本部の参画について、「本市の成長のために必要」と堺市は言及してきた。事業失敗の際には厳密な責任追及を行う事。カジノ誘致は、堺市民にもギャンブル依存症の被害、児童への悪影響、治安の悪化など、堺市にとって極めて有害である。そもそも、賭博による観光振興・経済成長など倫理的に許されるものではない。健全な経済成長・児童の教育を守り社会正義を示すため、「誘致に堺市は関係しない」などという無責任な態度ではなく、カジノそのものの有害性に対し、堺市として反対を表明する事。
3. 個人情報流出が続発し、混乱を引き起こしているマイナンバー制度について、反対の市民も多い事から、税、社会保障等あらゆる申請書類で、マイナンバーの記入を強制しない事。未記載の場合、書類を受け取らないなど不当な取り扱いを行わない事、「利便性の向上」になるどころか、医療現場においても混乱をきたし、多くの介護・医療機関からも反対されている健康保険証の廃止とマイナカード一体化を強制する国の施策に反対する事。
4. 財政危機脱却プランについて、結局は財政の危機などはなく、安定した財政状況であり、プランは撤回された。堺市は「当プランのおかげで改善された」などと言いつけているが、実際は現実とかけ離れた見通しのために、不当に堺市民への公共サービスが削られた。このことに反省し、老人福祉センターの入浴施設の維持、政令指定都市に設置義務が課せられている児童自立支援施設計画の復活、上限 9,000 円分の高齢者のおむつ支援事業や認定こども園等運営補助など、削減された市民サービスを復活させる事。また、このプランの根拠となったデータや資料を公開する事。
5. 陳情内容を実施実現する為に、全堺市職員および業務委託先が日本国憲法の理解を深め、市政や業務に活かせるように教育を行う事。
6. 現在施行されている「物品調達に係る有資格者名簿」「入札参加有資格者名簿」はあくまで公共の受託業務に関する制度であり、災害などの有事に市民が全く活用できないものである。地元建設業者支援策ならびに街づくり施策として、全国三百以上の自治体で実施され、地域内での高い経済効果が実証されている住宅リフォーム助成制度や、災害時の迅速な修繕、営繕にも効果が示されている小規模工事希望者登録制度を創設する事。また、各局の判断で独自で作成している事業者名簿について、選定基準を明確にして、公募を行い一般に登録可能なものにする事。
7. 所得税法 56 条は、白色申告の事業専従者の経済的自立性を侵害する法律である。同法の存廃は国税の問題ではあるが、同時に同法の存在は、当事者の人権を蹂躪する人権問題である。住民の人権を守るために廃止決議を上げた自治体が数多くある事は周知の事実であり、堺市はそれらの自治体よりも人権意識が欠落している自治体となっている。堺市も「本市から賛

否を表明すべき内容ではない」などという市民の人権を見捨てる態度をとらず、堺市として国へ廃止を訴えかける事。

健康福祉委員会審査分

8. 激変緩和措置が終了する 2024 年度から負担増が予想される国民健康保険料について、黒字の国保財政予算や基金からの繰入や法定外繰入を行う事。全国知事会にて全会一致で可決提案された国への一兆円規模の負担を要求し、人頭税に当たる均等割・平等割分をなくし、国民健康保険料を更に引き下げる事。コロナ禍以降の傷病手当金の常設について「被保険者間の公平性等、様々な課題」といった言い訳をせず、課題があるのならば即時整備し、適切な傷病手当金制度をつくる事。同様に出産手当金も常設する事。こういった国保料を下げる自治体独自の主体性と努力を否定する「都道府県単位化」に反対する事。
9. 国民皆保険制度を侵さないという観点から、経済的に困窮状態にある市民へは、府内統一基準以上の減免制度を拡充させ、「コロナ特例減免」並の減免制度を創設する事。少なくとも、期首からの一年分の保険料を納付済・未済を問わず、申請時から遡及して減免を行う事。減免において所得確定するまでの留保を行わない事。換価の猶予の申請を積極的にすすめ、延滞金の免除をはかる事。そういった制度があることを市民に説明し秘匿しない事。申請にあたって不要な書類を求めず、簡易な手続きを実施する事。
10. 国民健康保険の資格証明書、短期保険証の発行は行わない事、窓口などで不適切な対応があった場合はすぐに担当課および担当者に指導を行い、個別の案件として片付けず、行政の問題として組織全体にフィードバックする事。

産業環境委員会審査分

11. 家族経営の経営環境改善と事業承継を促進する為、国や府と連携を行い、ものづくり補助金、条件を問わない固定資産税の減免の拡充、商店リフォーム助成制度、他機関を交えない堺市独自の無担保・無保証融資制度など、小規模事業者の育成援助の具体的施策を実施する事。

建設委員会審査分

12. バイエリア開発に伴って発生したアゴラホテルによる土地代未納の問題について、期限内に全額回収すると説明したにもかかわらず、コロナ禍を理由として堺市は履行期限の延長を行っている。一企業への特別扱いともいえる便宜であり、堺市として土地貸与を認めた経緯を含めて説明責任を果たす事。アゴラホテルだけの特別扱いにならないように、同様に困難に陥っている零細企業にも納付の難しい税金、国保料等の猶予を認める事。当然、コロ

ナ禍が落ち着いた現在、速やかに、アゴーラホテルからの土地代を延滞金含めて全額回収する事。

13. 美原区のららぽーと開店に伴い、付近の道路、特に 309 号線での渋滞が問題になっている。周辺交差点の右左折レーンの増設や敷地内での滞留させた上での原則左折での出入場規制、出入口の開閉などの処置もされているが、車両交通量の増加に追い付いていない。地元住民および地元企業のみならず、近隣都市との交通の妨げとなっており、バイパス道路の増設など早急に対策をする事。当然、その負担を当事者たる三井不動産側に求める事。元々渋滞傾向にある道路でのずさんな立地計画で、危険な交通問題を招いた当局及び三井不動産の責任を追及する事。

文教委員会審査分

14. 堺市の就学援助金の認定児童の割合が年々低下している。義務教育は無償とする憲法の規定を実現する為に、就学援助金の所得の認定基準をせめて東大阪市などの近隣都市並みに改善する事。

受理年月日 令和 5 年 8 月 7 日

行政にかかる諸問題について

陳 情 者 堺市北区

いづみ保育園保護者会

会長 荒 木 妃菜子

全国福祉保育労働組合大阪地方本部コスモス分会いづみ保育園班

班長 吉 田 千 夏

陳情の内容

はじめに新型コロナウイルス感染症対応が感染症第5類に移行して、ウイズコロナに向けた生活が始まる中、市民の安全・安心な暮らしのために日々ご尽力いただいていることに感謝し、心より敬意を表します。

ウイズコロナに向けて日常の生活を模索する一方で、学校教育機関が夏休みに入り、人の流動が大きくなる中、第9波が懸念されるなど、堺市においても拡大兆候が気になるところです。

保育園でも、少しずつ行事を再開するにあたり、引き続き感染予防をしながら、新たな取り組み方を模索しています。

新型コロナウイルス感染症の終息は、まだまだ先が見えませんが、今を生きることも達にとって、最善の手立てを講じたいと思います。子どもたちの成長、発達を保障できる条件づくりに努め、未来に夢が持てる社会づくりを願って次のことを陳情いたします。

大変お忙しい中恐縮ではありますが、ご審議いただきますよう宜しくお願いいたします。

<陳情事項>

1. 大学までの教育費を無償化にしてください。

近年の物価の高騰により、子どもにかかる教育費の見通しが立たない家庭がより増えています。親の経済格差により未来ある子どもの学歴格差を防ぎ、子ども達が大学を自由に選択できるように大学に至るまで教育費の無償化を堺市議会から国に強く働きかけてください。就学援助制度などの充実化も早急に進めてください。

健康福祉委員会審査分

2. 任意で行っている予防接種の公費助成制度を創設してください。

新型コロナウイルス禍の間、手洗いやマスク推奨生活により、乳幼児を含めて、様々な流行性の病気が減少傾向でした。しかしながら、新型コロナウイルスが感染症法上第5類に移行されたのち、人の動きが活発になることと合わせて、今夏は、乳幼児の間で、アデノウイルスが全国的に過去最大の流行をしています。

新型コロナウイルス禍で影を潜めていたことで社会全体の免疫力が下がっていることから、今後も流行性の病原菌が流行することが予想されます。とくに、後遺症として難聴を引き起こす可能性がある「おたふくかぜ」などの予防接種について、他市町村では独自補助金支給にて、予防接種を推奨している市もあります。

政令指定都市堺市として、感染後、後遺症が懸念される「おたふくかぜ」等、現在任意接種になっている予防接種に対する独自補助金の創設をしてください。

3. 0歳児の急激な定員割れ解消のための補助金を創設してください。

堺市においてもこどもの数は減少し、社会的にも育児休業制度の運用が広がり、保育施設では0歳児の定員割れが問題となっています。実際に0歳児の定員割れにより事業運営が困難になり、閉園せざるを得ない園も出てきています。例え年度当初が定員割れであっても、年度途中入園を見通しての保育士確保が必要なことから、半年間の猶予期間を設け、0歳児定員割れ解消のための補助金創設をお願いします。

また、現在国の公定価格（施設への給付費）における利用定員区分について、定員変更の事前相談など、運営事業者が財源確保できるような手立てをとっていただいています。

これからもこのような手立てを継続して行っていただけるようお願いします。

4. 令和3年の財政危機宣言を受け、令和4年に削減された補助金の見直しをしてください。

これまで補助金とされていた保育教諭充実補助費の加配上限人数が削減され、休暇取得促進支援事業の廃止、地域活動、子育て支援事業の削減など施設にとっては補助金額が減少し施設運営は、大変厳しい状況となっています。保育士不足解消は長年の課題であり、急務です。補助金を削減するのではなく見直し、拡充をお願いします。

また、保育士宿舍借り上げ支援事業補助金について、補助金額が削減されたままです。資格職でありながら他職種平均給与に対して大幅な開きがある若い保育士にとって、未来を担う子ども達の育ちとともに自身の育ちを実現するために保育士として歩みだすうえで大きな支えとなる制度です。堺市と同じ政令指定都市の神戸市では、令和5年度4月から補助金額が10万円に引き上げられました。制度拡充のために、堺市独自予算にて補助金の増額をしてください。

5. 堺市の事業で副食材費を完全無償化にしてください。

他の自治体（秋田、徳島、東京など）では保護者の負担軽減、事務作業の負担軽減等を、理由に副食材費の無償化が実現されています。また近年物価が上昇しており、全ての世帯への影響がでているため、副食材費の実質負担ではなく、所得制限なしの全世帯完全無償化を進めてください。

6. 病児保育の施策を充実させてください。

現行病児保育について、利用時に手間と時間がかかり、利用しにくいという声が多数ある中、オンラインで実際の予約手続きが完結できるようになるなど、改善が進められる一方で、北区は堺市の中でも子育て世帯が特に多いにも関わらず、病児保育所が、1か所。堺市全域でも5か所と少なく、保護者が利用したい時に、安心・安全に利用することができません。病児のこども達を安全安心に看ていただくことができ、更に利用しやすくなるように、「小児科併設型」の病児保育を早急に、中学校区レベルで設置してください。

7. 常勤の保健業務専任の看護師配置を基本とした予算を計上してください。

全国的に保育施設における怪我の増加を受けて、大阪市において、保育所などの事故防止の取組強化事業として看護師等配置に補助金が創設されました。産休明けから就学前までのこどもたちが長時間集団で過ごしている保育園で、乳幼児の健康管理・安全衛生を守るためには、積極的な保健活動が必要です。

また、近年増加する虐待では保育園での早期発見が多くあります。こどもの健康診断のフォローや、各種検査、アレルギー児の管理、怪我や事故の対応、また保護者への啓発活動など、看護師の保健活動は多岐にわたり、公立、私立を問わず必要です。現行の月額5万円年間60万円の補助金では十分な時間の配置は行えません。子育て支援を拡充し、近隣政令指定都市である大阪市等と同様に、常勤看護師が毎日勤務し、その業務を専任で行えるような配置に見合った予算の計上をしてください。

8. 保育認定の柔軟な取り扱いをしてください。

現行では、保護者の就労などの要件によって保育認定されていますが、保護者が就労したにも関わらず、月内は短時間認定が継続され実態にみあっていないことがあります。就労状況確認後、さかのぼって（再）決定するなど早急に見直しをしてください。働く保護者にとっては保育時間認定があることで、送迎から就労時間に余裕がなくスキルやキャリアアップなどの可能性を妨げられます。また更に保育園を利用するこどもの生活の場を保証するという側面では、個々のこどもによって差をつける時間認定は望ましくないと考えます。少なくとも保護者自ら選択できるように見直しや、もしくは堺市独自で、保育時間認定を廃止してください。

9. 兄弟・姉妹が同じ保育園に通えるように配慮してください。

兄弟姉妹で別々の保育園へ預けざるをえない家庭がまだ見受けられます。別々の園になれ

ば毎日の送迎、行事への参加など仕事との両立がうまくできないことが増え、本来楽しく思えるはずのことが、忙しい仕事との間で負担に感じています。また、新たに増えた片方の園では園指定のグッズが必要な場合などは家庭を圧迫することにもなってしまいます。兄弟姉妹が同じ園に通えるように、より一層配慮してください。

10. 堺市独自の運営補助による配置基準の継続とさらなる拡充を行って下さい。

新型コロナウイルスが5類に移行されましたが、その勢いは収まっていません。子ども達の健康・安全を守るために換気や消毒を続け、日々の保育のあり方を見直し、工夫をしています。また、保育士自身もコロナに罹らないために努力を続けています。

現在国の基準では1歳児6:1、3歳児20:1ですが、子育てしやすい街をめざしている堺市らしく1歳児5:1、3歳児15:1の基準を保ってください。これは堺市が国よりも前に進んでいることだと思います。これらの継続と他の市では独自で配置基準を改定して1歳児3:1のところもあります。子育てしやすい街堺を更にめざすためにもさらなる拡充をお願いします。

また、人材不足に対する策も多方面より講じておられます。どの策がどのくらいの効果があったかなどの検討を行っておられると思います。より、グレードアップした策を行ってください。賃金アップがなければエッセンシャルワーカーとして働き続けるのは困難です。若い保育士が仕事を続けながら結婚し、子どもを産み育てることを他の職員が笑顔で支えられる保育現場になる為にも堺市として保育士の地位向上の為に国に対しても他の事業者との格差をなくすよう働きかけてください。

11. 安全確保のための安全保安員配置義務とそのための予算を計上してください。

近年、異常気象による自然災害が増えています。また、子どもを巻き込む事故や事件の多さ、プールの監視体制の強化など、子ども達を取り巻く環境が大きく変化したことから、保護者の方々から子ども達の命を守るための要望も年々高まり、保育園として様々な事案に対しての対応が強く求められています。

今年度から利用定員121人以上の園に保育士加算がされましたが、子どもたちの安全確保に121人以下の園も人材確保は必要です。しかしながら、121人以下の園には全く予算がついておらず、人材確保は困難を極め、現状補助金による職員だけでは十分な体制を組むことも困難です。せめて、利用人数に合わせた予算を計上するなど至急対応してください。

12. 公立のみのおむつ処理費無償実施について、民間園も実施してください。

使用済み紙おむつをカバンに入れて持ち歩いたり、持って帰ったりする際に、袋を多く使用する事から感染症対策・環境面の点から望ましくありません。オムツ交換は1日に5、6回。それを先生が園児ごとに使用済みを分別するのに時間がかかってしまいます。もっと子育てしやすい社会の実現のために、おむつ処理無償化を民間園にも実施してください。

文教委員会審査分

13. 共働き世帯やひとり親世帯も利用しやすい放課後児童対策を行ってください。

放課後児童対策は、少しずつ利用しやすく整備されてきており、働く保護者にとって大変助かっています。ただ利用料が他市に比べると高いので、保育料のように所得に応じた利用料にしてください。実際に、共働き世帯では兄弟姉妹で利用することが難しく、下の子を預け上の子は家で留守番をする家庭や、ひとり親世帯ではきょうだいともまだ低学年ながら家で親を待つ家庭なども見受けられます。親が安心して働ける環境を整備するのはもちろん、放課後のこどもたちの安全を確保する為にも利用料の見直しを図ってください。また同様の理由から、多子世帯に対する利用料の減免や無償化などの対策をすすめてください。

受理年月日 令和5年8月3日

障害者施策等の充実について

陳 情 者 堺市東区

堺障害者児団体連絡協議会

代表幹事 江 副 久美子

代表幹事 吉 井 マ ヤ

安 本 智 子

障害者（児）施策の充実をもとめる陳情書

陳情の内容

平素より障害者（児）施策の充実のため、ご尽力いただき厚くお礼申し上げます。堺障害者児団体連絡協議会（略称：堺障連協）は、障害のある人や子どもたちが堺の街で健やかに育ち、豊かに暮らし続けることを願い、日々障害のある人の生活と健康を守る活動をしております。

新型コロナ感染症が5類となりましたが、いまだ感染の広がりを恐れ、毎日注意しながら暮らしています。医療のかかりにくさは変わらず、福祉サービスが利用できなくなることの不安、その介護負担は家族に丸投げの状態となることが変わらないからです。

介護する家族の高齢化、障害当事者の重度化は進んでいます。就学免除、学校卒業後の活動の場作り、生活の場・街づくりへとこれまで障害当事者・家族・関係者は運動し、発展させてきましたが、暮らしの場が圧倒的に不足し、市外へと生活の場を移さざるを得ない実態が続いています。

障害児を取り巻く療育・教育環境、医療、地域生活など、現状は私たちの願いとは、まだなお程遠いものがあります。障害のある人がその人らしく生きがいをもって暮らしていくことができる堺市であるための具体的な施策を強く望みます。以下のご検討よろしく願いいたします。

<陳情事項>

総務財政委員会審査分

1. 公平・公正な選挙権を守るためにも視覚障害者が投票する際、文字が書けないなどの理由で代筆（代理投票）をお願いした際に、係員立ち会いのもとで本人の同伴者による代筆投票を認めてください。

市民人権委員会審査分

- はじめに「2022年度障害者と防災に関する自治体調査」にご協力いただき、ありがとうございました。ご回答や他市の状況をふまえて陳情させていただきます。

障害者と家族は、一般の指定避難所へは避難できない人がたくさんいます。(家の外に出るまでに準備がかかる、自家用車が使えず家族が車椅子等を押して避難しないといけない、避難が遅くなると体育館に入れない、トイレなどの環境が合わず数時間も居られない、不慣れた場所や人の中では落ち着けない等)といっても避難が必要な場面は増えています。特に水害については車椅子利用者・白杖利用者・乳幼児などは早めに避難しなければ、避難できない状況になります。

堺市は、まず一般指定避難所へ、保健師の判断で福祉避難所へ移動と回答されていますが、保健師が来てくれるまで耐えられる障害者児はいません。国は「警戒レベル3の段階で指定福祉避難所に直接避難できるように整備をすすめよ」と言っています。事前に個別避難計画を立てて、協定を締結している特別指定福祉避難所には「直接避難」できる、入院や施設入所・短期入所への対応も含め、避難をあきらめない対策と整備を堺市も一緒に進めてください。

そして、並行して一般指定避難所でも障害者児と家族が安心して避難し、避難生活が送れるような対策と整備を進めてください。

そのためにも「福祉避難室」の運用を未定にせず、各学校の教室や特別教室についてシミュレーションを行ってください。

- 個別避難計画、堺市は一部優先順位を決めて実際に訓練も行われているとのこと。具体的に進めているのは堺市と東大阪市のみです。今の進捗状況はどうなっていますか？各区への拡大の計画はどうなっていますか？
- 重度障害者だけでなく中軽度でも1人では避難できない障害者がいます。彼らにも個別避難計画は必要ですし、地域の方々にも知ってもらう必要があります。必要であれば、手上げ方式で、中軽度の人たちにも個別避難計画が立てられるようにしてください。
- 家族の声を伝えてください。「訪問看護の指示もあり、急ぎ受診が必要だったが、介護タクシーに断られ、救急車を呼んだ。救急隊員に『タクシー代わりに使わないでください』と言われ、入院準備もある中、気持ちが落ち込んだ。」当事者は自力で身体を起こせない・歩行困難な車いすユーザー。母は難病で杖を欠かせない状態です。

健康福祉委員会審査分

- 北リハビリテーションセンターと南リハビリテーションセンターは、今後とも堺市社会福祉事業団による運営を継続してください。
- 現在の療育水準を低下させないように、園児対正保育士(児童指導員を含む)の対比が3:1

になるような正規職員の増員と適正な職員配置を実現してください。

8. 医療型児童発達支援センターの単独通園を増やしてください。

また、それが実現できるよう正規職員と看護師を増員してください。

9. 在園児のリハビリ回数の増加および卒退園後のリハビリの継続を実現してください。専門性のある質の高いリハビリを継続して受けられるよう、医師とセラピストを増員してください。

10. 通園バスの乗車時間短縮および自宅近くの安全な乗降場所の設定をし、通園の負担を軽減してください。

そのためのバス台数の増加と添乗員の確保、福祉車両の導入を希望します。

11. 市と地域の小学校が十分連携をとり、安心して就学相談ができるよう内容を周知し対応を統一してください。

12. 園児が安全に園生活を送れるよう、老朽化に伴うつばみ園の設備改善・改修を実現してください。

13. 平成16年、管理運営を指定管理者制度に基づき五園全てを事業団が受託した時から、保護者同志のつながりは「五園さくらの会」として、交流や勉強会、署名活動等を通してつながり、支え合ってきました。平成31年4月「えのきはいむ」が第二もず園に統合されても「五園さくらの会」という名称は変更することなく今に至っています。それは堺市に住む障害がある子どもたちの療育を堺市が事業団として責任を持って育ててくれるという信頼から成り立っています。

100人規模のこどもたちを本当に丁寧に療育してくださっているもず園の実態を、議会として（まずは健康福祉委員会として）是非とも見に来ていただいて、しっかりと確認してください。選定の議論をしてほしいと思います。

保護者たちは、不安だらけです。先生は変わるのか、バスが減らされ更に長時間乗ることになるのか、せっかく増えた単独通園はどうなるのか、片方が民間になったら懇談できるのか、五園さくらの会として署名活動もできなくなるのか、交流も難しいのではないかな…。安心して療育を受けられるようにしてください。

14. コロナ感染症は5類相当となり、マスクができない障害者も咎められることが少なくなりました。しかしウイルスが弱毒化したわけではありません。5/8以降、2回目の感染をした障害者もいます。検査も薬も本人負担となり、入院調整もなくなり、重症化リスクの大きい障害者と家族への負担は更に増えています。

特に知的障害者は症状の変化を自ら発信ができず、その上本人は医師・看護師・病院が苦手なことが多く「大丈夫!」「(入院は)イヤ!」と言うこともあります。それは受診を拒否しているのではなく、不安からの発信です。必要時の入院や往診体制がスムーズに行なわれ、

障害者と家族が安心して受診・療養できるようにしてください。

15. かかりつけ医を推奨されるのは理解できますが、常用している薬が無い場合、かかりつけ医を持たない障害者児は多いです。また、行動障害があり、近隣の医療機関から断られる場合も増えてきています。かかりつけ医が母子センターの場合、オーバーエイジとなり、どこにも受け入れ先がなく、困っている障害者児と家族が増えています。

障害者児と家族が医療について相談できる窓口を堺市の健康医療推進課などに設置してください。

16. 大阪府が行っている「重度障害者医療助成制度」を療育手帳 B1・B2 のみの障害者児に広げてください。知的障害者児は中軽度であっても、医療機関を受診するためには親や支援者の同行が必要です。自身の症状を伝えたり、医師の説明の理解が難しいからです。

症状の訴えが難しいために、虫歯・歯槽膿漏・近眼・老眼・難聴・がん・骨粗しょう症・認知症・脳血管疾患・心疾患・誤嚥性肺炎などが気づいた時には悪化していることもあります。3割負担に加えて交通費二人分を、親が対応できなくなったら受診控えが起き、命に関わります。

必要な医療が障害者の負担なく受けられるようにしてください。

17. 福祉タクシーの補助チケットの枚数を、年間 26 枚（往復 13 回分）をせめて 48 枚に増やしてください。

「移動障害者」と言われる視覚障害者にとってはこの枚数では安全に日常生活を送ることができません。また交通の便、堺市は大阪市に比べて鉄道路線が少なく特に東西のアクセスが極めて不便で、とりわけ美原区においては、鉄道の駅は皆無で移動が困難です。さらに夜間などに突発的なことで通院・入院しなければならない時などはどうにもなりません。そのためにも一度に複数枚利用できるように柔軟な利用を検討してください。

また、タクシーチケットは身障、手帳 A だけでなく B1、B2 の人も使えるようにしてください。

18. 健康福祉プラザが誰でも集いやすく利用ができるように無料送迎バスを実施してください。

19. ガイドヘルパーの利用時間を 1 ヶ月 50 時間（視覚障害の場合の時間数）に限定せず、複数月まとめて利用できるようにしてください。特に行楽シーズンでは利用が多く足りなくなり、逆にそれ以外には利用が少なくなることを考慮していただくようよろしくお願いいたします。

20. 堺市が障害者の地域生活を進める中で、グループホームに力を入れてくださっていることは感謝しています。しかし未だに、強度行動障害者・医療ケアが必要な障害者が入所できるグループホームが圧倒的に不足しています。空きがあったとしても 1 階の居室は奪い合いになり、すぐに満床になっています。土地の確保や建設のみならず人材の確保に至るまで事業者任せでは支援の多い障害者（強度行動障害、全面的な介助が必要な身体と知的の重複障害、

医療的ケアが必要ななど)の暮らしの場はつくることができません。

各事業所は人材不足や運営が苦しくても必要な設備・人には手を抜きません。ただ、これ以上は堺市としての施策が必要です。

強度行動障害がある人・医療ケアが必要な人が安心して暮らせるグループホームができるための土地の確保や建設・キーパーの確保と運営対策について予算を拡充してください。そして地域での暮らしを希望する人数に見合う暮らしの場をつくってください。

セーフティネットになるはずの入所施設の現状も、死亡・転院等の退所を待つしかなく、堺市内の4ヶ所だけでも130名近くいる待機者が解消するには何十年待たなくてはいけないのでしょうか。我が子と同じような困難を抱えた人の死を待つことは、本当に苦しいです。

今入所している人たちを地域で受け入れるグループホームがないのであれば、入所施設を作る必要があります。7/25の「newsおかえり」で、岸和田の入所施設の現状が放映されました。待機123人で、5月にお1人亡くなられたことで空きが1人に。入れることになった女性(46歳)は、たった1人の家族であるお母様(73歳)が肺癌で緊急入院、その5日後亡くなられています。「骨が残ったらあとが大変だから焼き切ってほしい」と「あとは任せるわ」が最後の言葉です。

命を削り、ギリギリまで、障害者家族は我が子を抱えています。入所施設は建てない、グループホームで地域生活を進めるといつも回答されていますが、このまま暮らしの場のない状態を「放置」されるのでしょうか。

21. 少なくとも、今入所待機を表明されている130名の方々の入所施設は、ベルデ待機者98名も含め、設置を前提に実態と状況を調査してください。この間堺市が10,000人に行ったアンケートに漏れている入所待機者が必ずおられます。

堺市内での暮らしの場がないため、高齢となり、運転免許も返納した家族が簡単にはいけない遠方の入所施設に行かざるを得ない状況があとをたちません。この状況は「家族が選んだのだから」という状況でしょうか。家族はわが子にとって住み慣れた堺市での暮らしを望んでいます。

様々な障害特性に対応するためのスケールメリットを生かした施設づくりも必要かと思います。何よりも緊急時に対しスピーディーに、そして安心して生活を継続できる暮らしの場をどれだけ多くの家族が望んでいるか、現実的な調査をしてください。そしてそのための暮らしの場づくりの計画をつくってください。

22. 暮らしの場としてはグループホームだけでなく、親と暮らしている在宅生活が大変多いのが現状です。もうすでに体力・精神力の限界を超えている親(多くは高齢者)が、強度行動障害状態の(既に成人している)我が子を夜間・休日はサポートもなく日々支援を続けています。障害当事者も家族も両方が安心して暮らせるよう、昨年度の回答にありました「必要

に応じて各機能を有機的に結びつけ、連携していく」ことを堺市が責任を持って構築してください。

例えば、パニックを起こして助けが必要な時、堺市役所や区役所の窓口にワンストップの駆け込み寺的受付を作り、必ず本人を預かってもらえるところにつなげ、職員が迎えに来てくれるシステムを作り、予算をつけること。何故なら、作業所の職員もヘルパーもボランティアではありません。予算がつかないと拒否されて当然です。計画相談員はサービスを使う時だけ機能します。緊急時対応事業は本人のパニックは対象外です。計画相談員でも繋げられません。思い余って我が子を…とならないように、今、親と暮らしている障害者と家族の安心した地域生活を支援するための地域生活拠点を作ってください。

そのためには地域生活圏である居住区（西区等）内で、ショートステイ（障害者児を預かってくれるところ）を中心としたサポート体制（ヘルパー事業所や訪問看護事業所、計画相談事業所、送迎事業など）が必要です。西区の1人の障害者と家族のために、西区にある事業所全てが協力してサポートする…そのことが機能してこそ面的整備といえるのではないのでしょうか。ぜひとも堺区西区に地域生活拠点をつくってください。

23. 当事者からも毎年のように要求が出ていますが、ヘルパーが足りず、余暇が楽しめません。ヘルパー確保・育成の施策を講じてください。

24. 堺市のガイドヘルパーの単価が低く、事業所から断られるケースがあります。堺市は移動支援に関して他市にない障害者への配慮という優れたところがあり、そこは残しつつ、単価の見直しをお願いします。

25. 事業所が増え、研修も増えています。主任相談専門員増えているはずですが、にもかかわらず、セルフプラン率が減らないのはなぜでしょうか。どのようにお考えでしょうか。

実態として相談事業は赤字で安定せず、セルフプランの率が高い現状にあります。介護する家族の高齢化が進む中、自立の見通しが立ちません。国にもきちんと要望をあげてください。

26. 作業所の終わる時間が早く、それに合わせて家族は在宅と支援準備をしなければなりません。力が余っている本人も在宅時間が長くなり、ストレスを溜め、運動不足になっており、夕方の支援が必要です。夕方支援の方策について考えてください。

27. 福祉人材確保のための施策・育成の施策を講じてください。

28. 知的障害者の排泄機能低下による紙おむつの日常的な使用の現実は変わっていません。経済的な負担は物価高騰で非常に負担増になっています。これは高齢の家族への介護の丸投げの実態を表しています。根本的な制度がないからと切り捨てず、他の市に学び研究・検討と早期実現をお願いします。

29. 中途障害者のサービス利用における利用料発生について、前回の懇談会では国の規定に基

づき適切に運用しているとの答えでしたが、障害当事者の収入に着目した基本合意に基づく利用料の考え方とはいかがなものか、お考えをお聞かせください。

当事者からは「工賃より高い利用料を払ってます。何をしてるかわかりません」という声が届いています。家族も生活を支えるために働き課税対象の収入になったからといって余裕が出るほどの収入になっていません。家族にとっても当事者にとっても経済的負担や精神的負担になります。

誰もが誰に遠慮することなく利用できるように国へしっかりと声を届けていただいて堺市としても施策を講じてください。

30. 障害当事者との懇談の場を今後とも継続して施策に反映してください。

建設委員会審査分

31. 私たちの切実な願いである駅ホームへの可動柵設置について、大阪メトロでは2025年度を目途とした全駅設置計画を発表されました。このことを機に他の鉄道事業者での計画が進むように市としての働きかけを強めてください。

特に、「世界文化遺産」に登録された「百舌鳥・古市古墳群」(仁徳天皇陵古墳)の最寄り駅であるJR百舌鳥駅について、ホーム可動柵の設置と駅員配置を、市の責任でJR西日本に働きかけてください。

32. 区内に電車の駅がない美原区には周辺の主な(堺東、中百舌鳥、泉ヶ丘、松原など)駅までの循環バスを増やしてください。これは障害の有無に関わらず高齢者にも欠かせない重要な「生活の足」となるものです。
33. おでかけ応援バス利用(100円)を該当年齢以下の障害者にも適用してください。と同時に障害者が介助者と一緒に利用できるように介助者にも適用してください。障害者割引で利用する場合は最低110円が必要ですし、介助者を伴った場合は倍額負担となります。障害者差別解消法の観点からも改善を図ってください。
34. 堺市西区浜寺元町2丁160付近の交差点にミラーをつけてください。
35. ココカラファイン鳳南店(西区鳳南町1丁8-4)の十字路に信号機をつけてください。車がなかなか止まってくれません。
36. 鳳ウィングスの前の交差点・鳳南町交差点(府道30号線・旧13号線)の歩行者が渡るときの制限時間を自力で車いす走行の人が渡り切れないので15秒ほど長くしてください。
37. JR鳳駅の鳳神社側の踏切を車いすが渡りやすいようにしてほしいです。車いすの前輪がはまって危ないので改善してほしいです。
38. 堺市中区中老人福祉センター西端から、旧マルシゲスーパーの前を通過して、南西方向へ直線約300mの八田(はんだ)西郵便局前まで点字誘導ブロックを敷設して下さい。

39. 八田西町2丁9番にある歩車分離式信号機に音声及びエスコートゾーンを敷設して下さい。
音声がないため、視覚障害者は青信号に変わってもわかりません。

文教委員会審査分

40. 学級定数について、堺市は小学校は38人学級を既に実現し、中学校も今年度から3年かけて38人にする方向ですすんでいます。支援学級の児童生徒を含めて40人を超えないという意図からのようですが、38人でも多いというのが実態です。一刻も早くすべての小中学校の35人学級を実現し、早期に小中学校の30人学級を実現してください。

また、学級定数に支援学級の児童生徒を含めて、定数を超えることがないようにしてください。

41. 支援学級の在籍にあたっては、文科省の通知による「支援学級での授業時間数」だけで判断しないでください。個人の状況に応じた在籍のあり方を認めてください。
42. 希望する子どもたちが自分の学校の通級指導教室で学べるように、巡回ではない通級教室を全校に設置してください。設置にあたっては、担当者の確保など確実な体制を保障してください。
43. 百舌鳥支援学校の狭隘化改善策の検討がすすんでいるようですが、子ども達、保護者、教職員など当事者の意向を検討の中で取り入れてください。また、百舌鳥支援の改善に特化した意見交流の場を設けてください。
44. 特別な支援を必要とする子どもたちが近年著しく増加し、上神谷支援学校も想定を超える規模になっています。それに対応するために新しい支援学校の建設なども含めた今後の堺市の特別支援教育のプランをお示してください。

受理年月日 令和5年8月3日

行政にかかる諸問題について

陳 情 者 堺市南区

住みよい堺市をつくる会南区地域連絡会

代表 駒 田 堯

南区のまちづくりに関する要望

陳情の内容

いつも、市民の暮らしを守るためにご尽力されていることに心から敬意を表します。

さて、私たちのまち南区は、その街の特性を活かし、快適に暮らせる街にしていきたいと願うものです。

そもそも泉北ニュータウンは、近隣住区論で計画された「理想の街」のはずでした。しかし、まち開きから 50 数年。高齢化の進行や各施設の老朽化など様々な課題が浮き彫りになっています。一方、南区はニュータウンと農村の融合した街であり、また住民主体の様々な街づくり活動が行われている街でもあります。

私たちは、高度成長型ではなく、南区の特性を生かした誰もが住み続けられる持続可能な街・南区が求められていると思っています。

そうした視点に立って、以下の通り要望します。

<陳情事項>

～誰もが住みやすい街をめざし～

総務財政委員会審査分

1. 大学を誘致し、若者が集う街に！そのために、大学の敷地の確保協力、学生の下宿場所の斡旋、泉北高速鉄道の通学定期代補助を復活させて下さい。
2. 大阪府など関係機関と協議し、公的賃貸住宅の維持管理を抜本的に充実させて下さい。
3. 快適な居住環境にするために全面的に修繕（DIY も取り入れ）し、若者が住みたくなる公的賃貸住宅にして下さい。
4. 若者を計画的・優先的に入居できるようにし、団地の自治力を向上させて下さい。

5. 近隣センターは、地域における日常生活の拠点であることには変わりなく、具体的な再生は、その地域の実情を踏まえ、住民の主体的参加で計画し具体化するために行政の役割を發揮して下さい。

健康福祉委員会審査分

6. 介護福祉人材の確保は急務です。堺市内の福祉職場で働くことが魅力的な制度構築をすすめて下さい。
7. 障害者の入所施設も含めた「暮らしの場」の整備を大急ぎで拡充して下さい。
8. 駅近など共働き世帯が利用しやすい保育施設を増やして下さい。

産業環境委員会審査分

9. 堺市で活躍してきた加藤義明さんの切り絵 70 点が大阪健康福祉短期大学に保管されています。切り絵教室も開かれています。関係者と協議して、「切り絵会館」を建設し、切り絵の保管・普及をすすめて下さい。
10. 堺市では、中国・韓国・ベトナムをはじめとする諸外国の方が約 16,500 人居住しております。南区では、約 3,000 人です。外国人市民が増加傾向にある中、お互いの価値観を理解し尊重し多文化共生・交流をすすめる施策を拡充して下さい。
11. 農業・農地の大切さ（多面的な公益性）を踏まえ、農地を守る立場を都市計画に位置付け、農業を支える担い手づくりを支援して下さい。
12. 生産緑地などを活かした市民農園などを通じて「地産地消」「市民交流」を促進させて下さい。また、小規模農家販売所などを拡充支援して下さい。
13. 休耕田を利用した活用（例えば、春はレンゲ、秋にはコスモス畑になど）をすすめて下さい。

建設委員会審査分

14. 若い世帯（新婚、子育て、単身世帯）への家賃補助制度をつくって下さい。
15. 空き家対策を抜本的に拡充して下さい（戸建も含む）。
16. 空き家バンク制度を創設し、各種補助制度を設けて活用を促して下さい。
17. 路線バスの充実（各台～泉ヶ丘駅行き。泉ヶ丘～JR 鳳駅）やデマンド交通システムを整備して下さい。
18. 美木多・上神谷地域などのバス停を安全な場所に改善して下さい。
19. シェアサイクルについては、ステーションの増設とともに、安価で便利なものにして下さい。
20. 里山を守る運動やレモンの街づくり、市民菜園参加者、自然環境保全グループの人たちなど様々な方々と連携・協力し、自然・里山環境保全をすすめて下さい。

文教委員会審査分

21. 地域に児童館を作って放課後の安全安心な公的学童保育をすすめて下さい。
22. 南図書館を豊かにリニューアルし、学生や若者が利用しやすい図書館にして下さい。

受理年月日 令和5年8月3日

自治会活動について

陳 情 者 堺市南区
三原台1丁東自治会
会長 中 西 晃

児童公園への水道設備の設置等について

陳情の内容

平素は、自治会活動にご支援ご協力を賜りお礼申し上げます。

当自治会は、昭和53年の7月設立以来45年を迎えます。これまで、春や秋の懇親会・新年会や子ども会活動、防犯活動、清掃活動、子どもの見守り活動などの多様なコミュニティ活動を推進してきたほか、三原台校区自治連合会が主催する様々な行事・企画への運営協力と参加を行ってきました。

当自治会の現在の加入世帯数は63世帯です。全体としては高齢者世帯が多数を占めておりますが、地域の戸建住宅の建替え更新により、子どものいる若年世帯の流入も見られますので、これら若年世帯への自治会加入に精力的に取り組んだ結果、直近の2年間では新たに10世帯が加入しています。最近の自治会の役員（班長）は、新規加入の若年世帯が中心になって運営されており、昨年には長らく中止されていた「子供まつり（ふじ子供会と共催）」も再開にこぎ着けることが出来ました。更には「防災ベンチを活用した親子防災くんれん」や「桜まつり」なども開催され、新しい自治会のコミュニティ活動も取り組まれています。

ところで、当自治会エリアのほぼ中央には「三原第一公園」（約700㎡）があります。この公園は、定期的な清掃と草刈り活動、花壇の整備と花の定植、水やり活動などの当自治会員のボランティア活動により、常に清潔で快適な公園として維持されてきました。自治会の子どもたちの日常の遊びの場、休憩や犬の散歩、近くの保育園児の遊びの場など、地域住民にとってかけがえのないオープンスペースとしても活用されています。

また、当自治会の水やり活動は、自治会設立後まもなく公園に隣接する会員の敷地内に水栓ボックスを自治会費で設置し、長期間にわたって維持・継続されてきました。昨年1年間で見ると、35世帯・延べでは160名余りが参加しており、自治会の活動として定着しています。

しかし、これまで多くの自治会員のボランティア活動によって支えられてきた「水やり活動」ですが、今年の3月には上記の水栓ボックスが撤去されたことにより、その継続が困難になっています。今年3月の自治会総会において、新たな水道設備の引込み整備を図るために65万円の予算を計上しましたが、直近の自治会員アンケート調査結果では反対意見も多く見られましたので、自治会員の総意を得ることが難しいのが実情です。

このため一般財団法人自治総合センターが実施している「コミュニティ助成制度」への応募を検討しましたが、先日同センターから「政令指定都市の自治会は対象外」との通知を受けましたので、改めて政令指定都市の自治会も対象団体に認定していただくよう要請文を送付しました。

ところで、堺市においては、三原台第一公園のような児童公園規模の公園には、堺市の負担で水道設備は設置せず、実施対象を広げる予定もないとお聞きしております。従いまして、公園内への給水設備が整わない状況においては、当自治会の「水やり活動」はもちろんのこと、「防災活動」や「子供会まつり」、「桜まつり」など自治会が実施するコミュニティ活動の継続も困難となってしまいます。

現在の日本社会が抱える少子高齢化や地域コミュニティの弱体化・無関心化等により、自治会活動の低迷化や役員の高齢化、なり手不足問題等が顕在化しており、堺市も例外ではありません。このような危機的な状況を改善するために、政令指定都市の川崎市では「川崎市町内会・自治会活動応援補助金交付要綱」を創設して、自治会活動を財政的にも下支えする施策を実施しています。

つきましては、堺市において自治会活動を更に支援するために、下記の陳情事項に示した補助金制度等について早急にご検討いただき、実現化を図っていただきますよう宜しくお願い申し上げます。

<陳情事項>

1. 自治会活動を支援するために、「児童公園における水道施設の整備に係る費用に関する補助金制度」を速やかに創設してください。
2. 既存の補助・助成制度に加え、テントや防災倉庫、防災備品、防犯・環境美化活動費、掲示板修繕費、イベント費用等の自治会活動に係る費用に関する補助金制度を速やかに創設してください。

受理年月日 令和5年8月3日

障害者施策の充実について

陳情者 堺市堺区

堺市ろうあ者福祉協会

会長 岩本 治

堺手話サークル連絡会

（かたつむり、金岡、かめのこ、北野田、泉北、トゥモロー、木馬、もみじ）

大阪府立障害児学校教職員組合堺聴覚支援学校分会

重度重複聴覚障害者の働く権利と生活を考える「もずの会」

聴覚障害者・手話関係者の要求を実現するための陳情書

陳情の内容

平素は、聴覚障害者の福祉向上のために多大なご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

昨年に障害者情報アクセシビリティコミュニケーション施策推進法が成立、施行されました。

国に先駆け、堺市は2016年（平成28年）に「堺市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例」を制定し、様々な施策を行っていますが、コロナ禍で行動が制限され、感染を防ぐためのマスク着用等で口元や表情がわからず、手話でコミュニケーションをするうえで様々な問題がありました。

感染予防対策でリモートによる手話通訳が進みました。便利な面がある一方で、利用できない人や場面があります。

今、新型コロナウイルスが5類感染症に移行しても不安に思う人がいます。健康を守り、いつでもどこでも手話や触手話を使って暮らせる社会の実現を切望します。

誰もが安心して暮らせるまちづくりを実現するためにも、当事者の思いを反映させた施策を進めていただきたく、お願いいたします。

つきましては、陳情書を提出いたします。

<陳情事項>

1. 「堺市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例」が制定

され7年目になります。一定の前進はありますが施策の推進方針をさらに具体化させて実行してください。

2. 「堺市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例」の推進方針の中に「障害者が窓口で速やかに情報を取得し、快適なコミュニケーションを図ることができるよう、まずは市職員を対象にした研修を率先して実施していきます」と記載しています。窓口職員が手話でコミュニケーションができるように手話研修を開いてください。
3. 情報保障のためアンプルボードを全ての区に堺市が設置し有効活用してください。
4. 登録手話通訳者は病気や感染をしても、今の条件のままでは何の補償もありません。登録手話通訳者の身分保障をお願いいたします。
5. ろう者だけの世帯でも困った時・病気の時・災害時・緊急時すぐ対応してくれる制度が欲しい。
6. 各区役所の窓口にタブレットを設置してください。

各自のスマホを使って、聴覚障害者相談員との予約をビデオ通話による手話で出来るようにしてください。

外国語に対しての通訳等にも活用でき、使用範囲が広がります。

7. 聴覚障害者の命を守り安心して受診、入院するためには情報保障と意思疎通が必要です。委員会で作成した「手話ハンドブック」を用いて手話学習会を始めました。

市側も関連する局・部（消防局・救急課）に働きかけ啓発活動をして下さい。

受理年月日 令和5年8月3日

障害者施策の充実について

陳 情 者 堺市東区

堺・障害者（児）の生活の場を考える会

会長 浦 郷 津留子

障害者が安心して暮らせるための施策の拡充を求める陳情書

陳情の内容

日頃より障害者の暮らしの場の拡充に向けてご尽力いただいておりますことに感謝申し上げます。5月に新型コロナウイルス感染症が5類に引き下げられ、当会においてもこれまでのように対面での集まりが持てるようになりました。しかし、感染者が増えているという情報もあり、まだまだ予断を許さない状況であると思っています。

さて、これまでも当会から幾度も貴市議会に陳情してまいりましたが、障害者の暮らしの場の整備は喫緊の課題となっています。介護者である親の高齢化が進み、「老障介護」と言われる状態の家庭が増えてくる一方で、強度行動障害を持つわが子の介護に疲れ果て、近所の目を気にしながら地域生活を送っている家庭もあります。

一刻の猶予もありません。障害者の暮らしの場の確保と暮らしを支える仕組みの整備をお願いし、以下の陳情をさせていただきます。

<陳情事項>

1. 強度行動障害者の介護、支援の大変さをどのようにお考えでしょうか。暮らしの場においては人員体制の確保と合わせて広い空間などハード面での整備も必要となります。永藤市長は当会からの質問に対して「医療的ケアや行動障害などにも対応できるよう常時の支援体制が確保される日中サービス支援型グループホームの活用を図る」と回答されています。堺市における日中サービス支援型グループホームの現状の到達と今後の整備計画についてお聞かせください。
2. 日中サービス支援型グループホームを整備する際には、当事者・家族と懇談の場を持っていただき、堺市としてモデルケースとなるようなホームを示してください。

3. 前回は提出した当会からの陳情書では、令和元年度から3年度にかけてグループホームの定員数が244人増えていると回答されました。それは箇所数にすると何ヶ所のグループホームが整備されたことになるのか教えてください。
4. グループホームに対する機能強化のための補助金ですが、定員の要件を満たさなくても強度行動障害者などを受け入れているホームもあります。そういうホームにも補助金が支給されるように障害者個人に対して補助金を付けて下さい。また、重度重複障害を肢体不自由に限るのではなく聴覚や視覚障害なども加えてください。
5. 緊急時対応事業では、家族から障害者本人のパニック等の事由も対象にしてほしいと強い要望が出ています。前回陳情書では、そのためには協力事業所の意見も踏まえて検討するとの回答でした。どのような方向で検討されるのかその内容について教えてください。
6. ショートステイの緊急枠に代わる新しい仕組みが4月から始まったと聞いています。具体的な中身や手続きの方法やこの4ヶ月間の実績などについて教えてください。
7. 障害者の暮らしを支えるためには職員の確保が欠かせません。例えば、保育士の確保のために適用されているような宿舍借り上げ支援や就職応援事業など就労者の経済的負担を軽減するような仕組みを障害福祉人材にも適用してください。

受理年月日 令和5年8月4日

障害者施策等の充実について

陳 情 者 堺市南区

北 道 米 雄

陳情の内容

1. 介護について、

介護度を勝手に落すな！

介護をしていただいている。年寄り、障害者から、1言。

ヘルパー、ケアマネ、業者、堺市は、ドナルな！怒るな！

お金を盗むな！！と訴える。泉北ケアセンター A！！

年寄りはお金いらな！！要い！！と盗んだど！！

2. 障害者として、

障害名を削るな！！ケアマネ、業者、更生相談所、南区は、法を守れ。

ドロボーをするな。障害に合った補装具を支給してください。

政令指定都市堺だけが、スプリングシート、リクライニングの電動車椅子の走行がない。

ドナルな、怒るな、ウソを強制するな。

B みただね。障害者はお金はイラナイ？要らない？差別をするな。

受理年月日 令和5年7月18日

児童発達支援センターについて

陳 情 者 堺市南区
五園さくらの会
能 勢 真奈美
早 川 和 世

北こどもリハビリテーションセンターの指定管理者の公募制について

陳情の内容

堺市におかれましては、平素より堺市立唯一の児童発達支援センターである「北こどもリハビリテーションセンター（以下もず園）」、「南こどもリハビリテーションセンター（以下つぼみ園）」の管理運営と子どもたちの療育にご尽力を賜り心より御礼申し上げます。

私たち五園さくらの会は、もず園・つぼみ園に通園する子どもたちの療育環境が維持向上されるよう保護者の要望を毎年取りまとめておりますが、この数年は長引く新型コロナウイルス流行による生活環境の変化や、以前のように気軽に集い意見交換や情報共有ができない日々が続いております。

今年度になり以前の生活を取り戻しつつありますが、このような日々の中でも、私たち保護者は子どもたち一人ひとりが適切で安定した療育を受け、充実した幼児期を送り、この先もずっとこの堺の街で安心して豊かな日々を過ごしていけることを願ってやみません。

この度、もず園の指定管理者公募制の通達を受け、以下の通り陳情申し上げます。子育て支援や障がい児支援に注力されている堺市におかれましては、障がいと共に生きる子どもたちの適切な療育環境を堺市社会福祉事業団（以下事業団）の継続した運営により維持していただけるよう、ご検討の程よろしく願いいたします。

皆様やご家族にとって、自宅以外の安心できる場所とはどんなところでしょうか。職場や学校、習い事の場、いつものカフェやレストラン、趣味を満喫できる場所…きっとそこにはいつも使い慣れた物があり、いつも口にするものがあり、様々な形で自分を表現できたり何かに集中したりすることができ、そして何より気の置けない友人や仲間、頼りになる先輩や上司がいて、命や自由が保障され、自分を認められる。それが明日突然失われるなど考えもしないことだと思います。

しかし、障がいと共に生きる堺市の子どもたちやその保護者・家族が最も安心できる場だと感じているもず園が一部の大人たちの一方的な考えによって突然奪われようとしています。

皆様ご承知の通り、文部科学省が示している「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の10項目には、自立心、協同性、社会生活の関わり、豊かな感性と表現など、7～8割の項目に非認知能力が挙げられています。これは自己と社会性を育むこと、つまり、「幼児期には心の成長発達が最重要である」と示されていることとなります。そして言うまでもなく、この成長発達のためには障がいの有無に関係なく全ての子どもたちに自分のペースで成長発達できる十分な機会が与えられなければなりません。小中学校の通常学級1クラスのうち7～8%もの生徒が発達障がいを伴う問題を抱えているとされる今日、幼児期に専門性の高い療育を受けられることは何よりも重要です。

この度、もず園の指定管理者の公募制が示され、私たち保護者には子どもたちの療育の機会ひいては子どもたちの成長発達の機会が奪われるのではないかという懸念しか浮かびません。

先日、園での市からの説明会に参加しました。開催案内のお知らせは「堺市立こどもリハビリテーションセンター指定管理者の選定について」という一文のみで何の説明会なのかかわからず、対象者の参加率は20～30%程度のみ。実際の説明会ではA4用紙1枚に「現在の指定管理者」「令和6年度4月からの指定管理者選定について」「今後の予定」が箇条書きを含めて23行のみ綴られた「市の決定事項の報告」を読み上げるだけの、挨拶を含め約6分の短い説明でした。

保護者からの質問には答えていただいたものの、「よりよいサービスを提供するため」「選定委員会でしっかり選定する」という旨の答えが並び、「よりよい」「しっかり」など抽象的な表現ばかりで、保護者の疑問に真摯に答えていただけとは到底思えません。市の方でも回答に悩む姿が見受けられ、適切な答えをもっていない、つまり考えもしていなかったのではないかという印象を受けました。更に愕然としたのは、「どこかから情報が漏れたから急遽説明会を開催した」「この事案は市の決定事項だから保護者が反対しても覆らない」「保護者の声を届ける場はない」と断言されたことです。園に視察にも訪れていない市の所管の方々が保護者の声を聞く場すら設ける気がないとわかり、呆れて言葉も出ませんでした。

この公募制について、もず園とつぼみ園の毎日通園と親子教室等を含む療育を受けている全保護者、卒退園児保護者にアンケートを実施しました。

「公募制に対する皆様の思いや希望、指定管理者に望むことなどのお気持ちをお聞かせください」という自由記載のみのアンケートでしたが、公募制を容認する回答はひとつもなく、回収されたアンケート全てが今回の市の決定に不安や嫌悪感を抱き、市に対して不信感を募らせ、それぞれが自分の言葉で公募制に異議を唱えています。

特に多かったのは「今の環境を奪わないでほしい」「今の療育を続けてほしい」「事業団による運営を続けてほしい」という声です。また、「今回の市の説明会の内容では公募制にするメリッ

トがわからない」「視察にも来ていないのに現状を理解したような口ぶりで何が判断できるのか」「子どもや保護者を置き去りにして「よりよい療育」がわかるのか」「そもそも療育の場になぜ公募制が必要なのか」という旨の意見も多く、保護者の大半が強い憤りを感じています。

ご存じの通り、もず園とつぼみ園は指定管理者制度が導入された平成16年度以降現在まで、事業団によって非公募で5年毎に受託運営されてきました。この間に事業団は保護者と何度も話し合いを重ね、堺市と丁寧連携しながら様々な創意工夫をし、子どもたち一人ひとりと向き合うことで極めて専門性の高い療育を提供されてきたと思います。

子ども3人に正規職員1人という国の基準より多い職員配置、医療型児童発達支援センター（以下1園）の単独通園、専門セラピストによる個別のリハビリ、通園バスの運行ルートや台数の確保、古くなった設備の改修などは何一つ改悪されたことはなく、むしろ日々事業団が堺市と連携し努力して、療育環境の更なる向上をめざし継続されてきたことばかりです。事業団の皆様が子どもたちのために日々努力を積み重ねてくださっているからこそ、これまでに何百人という園児が未来に向けて出発することができ、大人になった今も充実した毎日を過ごせているのだと在園児保護者だけでなく卒退園児保護者も強く感じています。

そもそも、皆様は療育という言葉を実際に考えたことはおありでしょうか。療育とは「療養」と「保育」が一体となった言葉で、療育を提供するということは障がいを含めた子ども個人をそのまま受け止め、ひとりの子どもとして接することです。現在通園している子どもの保護者の中には、過去に地域のこども園や幼稚園、ファミリーサポートなどに、「障がい者手帳を持っている」「発達が遅れている」というだけで「うちでは受け入れられません」と拒否されたことがある保護者も多くいます。我が子を受け入れてもらえないという絶望感に打ちひしがれたことは一度や二度ではありません。特に1園に通園する子どもたちは車椅子や医療的ケアが必要な面も加わって更に受け皿のハードルが高くなります。

現在1園では週3～4回の親子登園を基本とし、担任の先生以外にも医療や給食のスタッフが携わって子どもたちの様子を保護者と日々共有しています。子どもたちの見逃してしまいそうな小さなサインや表情も受け止め、子どもらしい生活や遊びができるよう環境を整えること、親子登園時の専門的なリハビリを継続することで子どもたちの豊かな育ちと自立に繋げています。園は保護者同士の交流の場にもなっており、子どもと保護者双方に居場所があるというありがたい状況です。

また、事業団が管理運営しているのは園だけでなく、診療所、めだか親子教室などの通所教室、療育の窓おおぞらでの障害児等療育支援事業、保育所等訪問支援、障害児相談支援事業など多くの事業を展開しています。これらの運営に影響が及ぶことになれば、園で過ごす前後の時期の支援も受けられなくなる可能性があり、これでは子どもたちが成長する土台となる重要な幼児期を安心して過ごすことができません。

子どもたちは環境の変化に特に敏感です。参観日、いつもの教室に2・3人の保護者がいるだけで緊張し、毎日楽しく過ごしているはずのクラスの取り組みに参加できずパニックになる子どもたちもいます。春、新しい学年になって隣の教室に変わる、担任の先生4人のうち3人が変わる。変わった3人もバスの送迎や園庭遊びなどで良く見知った先生。それでも緊張し動揺してしまい、数カ月もの間食事がまともにとれなくなる、夜眠れなくなるなどの影響がでる子どもたちも大勢います。

園に通う子どもたちの多くは自分の気持ちを言葉や態度で表現することが難しい状況です。そんな子どもたちが自分で上手く表現できない感情に陥った時、自宅で暴れてしまって家具が壊れ怪我をする、保護者やきょうだい児、クラスのおともだちや先生に手を出してしまう、自分自身を叩き引っ掻き傷つけてしまうという行動が出てしまいます。大好きだった園に通う気持ちがなくなり、不登園になることもあります。そんな子どもの姿を保護者は見ていることしかできません。自分の子どもなのに何もできません。その先にあるのは、子どもと保護者の孤立なのだろうと考えます。

マズローの基本的欲求階層説は、人間の欲求を5つの分野に分け低階層の欲求が満たされると次の段階の欲求に移行するとされる説ですが、この説では、最も重要なニーズに「生理的欲求」すなわち、食べる寝るなどの生命維持に関するものが示され、次に「安全の欲求」つまり、安全や安心、安堵、保護に対するニーズがあるとされています。そこから、他者と関わりたい、認めてほしい、自分の力を発揮したいという階層に移行していき、社会性を身につけていきます。子どもたちにとって園の運営が変わり環境が変わるということは、この最も低階層である生理的欲求や安全の欲求が脅かされることとなります。これを5年毎に行おうとしているのが市の示す公募制移行なのです。

園に受け入れていただいているのは子どもたちだけではありません。子どもの成長に一番不安を抱えているのは保護者です。初めておおぞらに電話をかけた時、初めて親子教室で先生に受け入れてもらった時、先の見えない不安や恐怖でいっぱいだった保護者の心に光が差します。単独通園できるほど成長発達した我が子の姿を目にした時、遅いと言われ続けた言葉が発達し初めて「ママ」「パパ」と呼んでもらえた時、歩行獲得が困難だと言われていた子どもが、自分の足で歩き、走り、1園を卒業できると伝えられた時、涙が出るほどの感動と共に「園に受け入れてもらえて本当によかった」と心から思い、これから先も子どもと一緒に歩いていこうと決心できるのです。園を訪れた時に聞こえる子どもたちの笑い声、家の生活だけでは気付かなかった表情豊かな子どもにも喜びを感じ、これほどに成長発達できる事業団全体の関わりは、まさに一般的な保育ではなく療育なのです。この現場を市長はじめ議員の皆様、市の担当者の皆様はどの程度ご覧になり、何を感じ考えたのでしょうか。

育児負担や親の孤立、障がいなどから派生する子どもの育てにくさなどは厚生労働省の示す虐

待のリスク要因にも明記されており、診療所や相談窓口など事業団の運営する事業は保護者にとっても大きな心の支えになります。子どものことをじっくり聞いてくださり、何十年も療育に携わりその精神を受け継いでこられたプロの口から「大丈夫よ」「ひとりじゃないよ」と言っただけのことは、保護者の救いになります。もちろん子どもの家族には保護者だけでなく兄弟姉妹がいます。保護者にとっては全員が我が子であり、障がいのある子どもを園に受け入れてもらえることで保護者の心が安定し、家族全員が過ごす家庭環境の安定に繋がります。家族全員を笑顔にすることは保護者にしかできないことです。

近年、就労する保護者の増加やきょうだい児の生活のために1園の週3～4回の親子登園が保護者の大きな負担となっています。平成30年の指定管理者候補者選定委員会では、第1もず園・第1つぼみ園の定員を10名ずつ減らしたことを委員から指摘され、堺市は「民間の通所施設利用が増えているから」と回答したようですが、これは園のニーズが低くなったためではなく、家庭の事情によりやむを得ず利用を諦めている家庭があるからと推察します。五園さくらの会で毎年この負担を軽減するよう堺市と事業団に求め続け、今年度からクラスによっては週1回しか実施がなかった単独通園日を全クラス週2日に増やしていただくことが決定しました。これにより負担が軽減されると保護者一同大変喜んでおります。これも、堺市がただ単に地域の通所施設を利用しているから大丈夫、と考えたのとは違い、事業団が保護者の思いや社会状況を見極め、もず園とつぼみ園の職員体制などを含めた足並みを揃えて環境を整えるよう動いてくださった成果です。

卒園後に小学校や支援学校への進路を選択する際にも、堺市教育委員会や地域の学校、支援学校との信頼関係が築かれている園は、子どもと保護者一人ひとりと向き合い、子どもの未来のために最良の進路を保護者と一緒になって考えてくださいます。区役所や保健センターに相談に行った際「もず園つぼみ園なら任せて大丈夫」と太鼓判を押してくださることも多いです。それほどの実績が事業団には備わっています。

五園さくらの会では、約30年間毎年欠かさず署名運動を行い、堺市議会に私たち保護者の声を訴え続けてきました。近年は新型コロナウイルス感染流行や保護者それぞれの家庭の事情等により活動制限を余儀なくされていますが、それでも昨年度も約1万筆の署名を提出しております。その陳情文には、療育環境の質が維持されるよう事業団による継続した運営を強く要望する旨を記載しており、先日の堺市・事業団・五園さくらの会の懇談会でも堺市からは「令和6年度以降も当該施設の特性を十分踏まえて関係課と調整する」とのご返答をいただき、この回答に保護者は安堵したばかりです。

堺市では確かに公の施設管理の委託先に民間事業者や地域団体を含めることが可能となっていますが、実際に公募されているのは公園や体育館、文化会館などの文化施設や体育施設です。これらの施設と堺市立唯一の療育の場であるもず園・つぼみ園は一線を画すべきだと考えます。ま

してや、居住地域や定員数が振り分けの目安となっているだけのもず園とつぼみ園が別の管理者になるなど、子どもの療育に大きな差が生まれるような改革はあり得ません。

平成30年の「堺市立こどもリハビリテーションセンター指定管理者候補者の選定について（非公募理由）」を拝見いたしました。一部抜粋させていただくと、『障がいのある子どもたちへの早期療育支援により豊かな発達と自立を促し、地域社会の中で生き生きとした暮らしが送れるよう家族も含め総合的に援助していく必要性』『療育にあたる職員に高度な専門的知識や経験が求められる』『発達障害の子どもは環境の変化にとっても敏感であるため、障害児支援の継続性の担保や、障害児やその保護者とセンターのスタッフとの信頼関係の構築が不可欠である』『園が診療施設も併設する療育の専門施設として、こども園・保育所・幼稚園・学校や障害児通所支援事業所等への支援や、その利用者への療育の提供や支援など、地域における障害児支援の中核的機能を担う』『障害の種別や程度（重度、重複）に関係なく、毎日通園や分離保育、単独登園や並行通園など、多様化する支援ニーズに対応した療育を実施している』『卒退園後の学校や幼稚園等との連携も保護者了解の下、密に行っており、関係諸機関からの信頼も得ている』と、これまで私たちが述べてきたことと同様の考えが明記されています。もしも来年度以降事業団以外の団体がもず園の運営を担うことになった場合、4月の新学期初日からこれらのことが漏れなく同水準で提供されるでしょうか。現在全国的に保育士不足でどのこども園も職員の確保に苦心している状況だと思いますが、専門性の高い職員を同じ人数確保できなかった、子どものことを理解するのに時間がかかった、保護者の疑問にすぐ答えられなかった、他機関との連携が遅れたなどひとつでも不可能だった場合、それは「療育の質が低下した」ということになります。そしてそれは、「堺市の療育の質が低下した」と同義です。『堺市社会福祉事業団の蓄積された知識やノウハウ、ネットワークを最大限に活用することにより、安定的に質の高い障害児療育の実施に取り組むことが適切』との堺市自らの判断を覆し、現場や保護者の声を無視してまで「よりよいサービスの提供」を強行した結果がこれなのか、と、保護者から堺市への不信感は更に強まることでしょうか。

私たち保護者は決して納得も承認もしていません。公募制の移行は、通園している子どもたちや保護者を傷つけてまですることでしょうか。安心できる場所を奪ってまですることでしょうか。望んでいない環境の変化を子どもや保護者の意見を聞かずに無理やり行うことが本当によりよいサービスの提供に繋がるのでしょうか。当事者の声を聞かずに進む公募制移行は誰にとっての「よりよい」なのでしょう。この公募制移行の動きがすでに決定事項でスケジュールが決まっており、保護者の声を誰も一度も聞くことなく、それを良しとして進んでいるのはなぜですか。堺市のたった一度の説明会で全ての保護者が公募制移行について理解したと考えていますか。何年もかけて築いてきた子ども・保護者と園の信頼関係を簡単に壊すことに何の疑問も感じていないのはなぜですか。保護者が求めるサービス・質と市が考えるものに乖離はありませんか。そもそも、事業団の運営に何か問題があったのでしょうか。子どもの療育はどの団体でも簡単に取り組める

と本気で思われているのでしょうか。堺市ホームページの市長のこたばにある「堺市政は市民の皆様のために、そして堺のために、安心・安全を守る」「これからも堺で安心して暮らし続けていただく」「住民の皆様が将来に夢と希望を持って、これからもずっと堺に住み続けたいと思っただけのように」という旨の市民・住民の中に、園に通う子どもや保護者の存在は含まれていますか。今もず園つぼみ園に様々な形態で通う約400名の子どもたちの人生は切り捨てるということでしょうか。どの点を見ても甚だ疑問に思います。

先日、富田林市で「公立幼稚園13園を4園に統廃合する」という条例改正の議案が提出されましたが、市民の声を無視している、保護者・市民の声を聞いてほしいとの保護者自身の訴えが届き、「市民の声を軽視し、手続き上のプロセスに瑕疵がある」と判断され、市議会にて全会一致で否決されたというニュースがありました。堺市でも同様に良識ある判断がされることを切に願います。

事業団には子どもたちの数少ない受け入れ先であるもず園・つぼみ園を運営してきた信頼と実績があります。子どもたちや保護者が毎日安心して過ごせる環境を奪わないでください。効率や予算では勘定できない多くの成長発達があることを理解してください。幼児期に最も大切な心の成長発達を妨げないでください。自己と社会性を育んでいこうとする子どもたちを蔑ろにしないでください。これから小中学校で地域に羽ばたこうとする子どもたちの未来を閉ざしてしまわないでください。皆さんがお子さんを大切に思われるのと全く同じ、私たちにとってはかけがえのない大切な子どもたちです。

私たち五園さくらの会は今回の指定管理者の公募制を中止し、今後も事業団による運営を継続していただくよう強く求めます。

受理年月日 令和5年7月31日

新型コロナウイルスワクチンについて

陳 情 者 堺市北区
呼吸の自由を取り戻す会・関西
鹿 釜 美千代

新型コロナウイルスワクチンの副反応疑い報告に関する情報の周知について

陳情の内容

貴殿におかれましては、日々堺市民のためにご尽力くださり感謝申し上げます。

2021年、2月から堺市でも新型コロナウイルスワクチン接種が始まり、これまでに多くの市民が接種をされたと思います。

新型コロナウイルスワクチンの接種はあくまでも「任意」であり、接種するか、しないかは市民一人一人の判断に任されています。しかし、この新型コロナウイルスワクチンは、これまでのワクチンとは全く違う新しいワクチンであり、その接種にあたっては、デメリットである副反応に関する情報を知らなければ、正しい判断などできません。

ところが堺市は、ひたすら新型コロナウイルスワクチンは有効だ、安全だと接種を推奨するだけで市民にとって重要な情報であるデメリットを全く伝えていません。

これは、市民にとって不誠実ではないでしょうか。

なぜなら、接種が始まってから2023年4月28日時点までで厚労省にあがっている新型コロナウイルスワクチンの接種後被害報告は、全国で死亡者2,059人、重篤者26,974人となっております。この数字は、新聞、テレビでは、なかなか取り上げられることがない中、堺市のHPや広報さかいにも掲載されておられません。

この数字を、きちんと把握している堺市民はどれほどいるのでしょうか。

また、もともとコロナに罹患しても重症化する恐れが低い子どもたちまで、新型コロナウイルスワクチンを接種し

6ヵ月～4歳	重篤副反応	2人	死亡	1人
5～11歳	重篤副反応	40人	死亡	3人
12～19歳	重篤副反応	398人	死亡	5人

との被害報告が厚労省にあがっているのを、どれだけの堺市民が把握しているのでしょうか。

堺市においては、6ヵ月～4歳 1件、5～11歳 1件、12～19歳 7件、20～29歳 27件の副反応疑い報告が上がっております。

ワクチン接種後、激しい全身倦怠感、身体の痛み、めまい、認知機能障害などで、大学に通えなくなった方もおられます。

厚労省に、心筋炎、心膜炎の報告が多数あがっているとの事ですが、この堺市においても心筋炎、心膜炎の報告が3件あります。

3件の内、2件においては劇症型心筋炎になっており、

- ・15歳女性 副反応疑い報告には、入院の記載はありますが、退院日の記載はなし。転帰は「未回復」となっております。
- ・67歳女性 転帰は「未回復」となっており、因果関係は評価不能となっているものの報告者意見には、「前日までふつうに働いていたので、ワクチンとの関係は否定できない」と記されております。

堺市における副反応疑い報告は、現時点で167件となっており、死亡7件、未回復15件、後遺症4件となっております。

堺市の死亡者件数7件のうち、2件が大阪府警による司法解剖案件となっております。

- ・仕事で車の運転中に蛇行運転をしだし、障害物に激突するという自損事故で亡くなられたのですが、警察の調べにより、ワクチンの副反応により40度をこえる発熱で意識障害をおこしたことが、蛇行運転の原因と判断。
- ・50代男性 大阪府警本部より「司法解剖」となった事案ですが、ワクチン接種による遅発性アナフィラキシーショックに起因した肝機能障害で亡くなったとされる。

堺市における副反応疑い報告167件のうち、関連なし4件、未記入17件以外は、全て「関連あり」もしくは「評価不能」です。

「評価不能」とはワクチンとの因果関係があるのか無いのか「分からない」という意味であり、決して因果関係が無いという意味ではありません。

ですので「評価不能」という報告件数、内容も、私たち市民が、ワクチンを接種するかどうかを決める大切な判断材料です。

ワクチン接種が任意であり、接種するか、しないかを私たち市民一人一人が判断するためには、ワクチンに関するデメリット情報を市民に周知してください。

厚労省が発表しているコロナワクチン副反応疑い報告の件数、堺市におけるコロナワクチン副反応疑い報告の件数を全く知らない堺市民が多くおられます。

ワクチンに関するデメリットをしっかりと理解した上で、ワクチンを接種するかどうかの判断ができるよう、

1. 厚労省が発表している副反応疑い報告の件数（死亡者、重篤者数）、および、堺市における副反応疑い報告の件数（死亡者数、重篤者数）を、堺市のホームページ、広報さかいに掲載してください。

（現在、厚労省のリンクが貼られているだけです。誰が見ても分かりやすいよう掲載を求めます。）

2. 現在、堺市において、新型コロナワクチン被害者救済制度への申請が42件あります。

国による救済制度の審議は、なかなか進んでいないようですが、その間、堺市として、救済を必要としている方へのフォロー体制はどうなっているのでしょうか。

仕事に行けなくなった方、また、お亡くなりになったご家族の方が生活に困っている方がおられます。

堺市として、救済を求めている方々に、しっかりと対応いただけるよう、お願い申し上げます。

受理年月日 令和5年8月7日

感染症対策について

陳 情 者 堺市堺区

呼吸の自由を取り戻す会 堺支部

代表 池 上 和日子

子どもたちの心身の健やかな成長・発達を願い堺市として継続的な脱マスクへ向けた周知活動、及び啓発活動の強化と子どもたちの学びや活動の機会の公平性を求めます

陳情の内容

堺市のみならず日本社会全体が、3年以上もの長期間、子どもを含めた市民に過剰とも言えるマスクの常時着用を呼びかけ続けました。その結果、命の危険を感じるほどの暑さが続く今夏においても、屋外屋内ともにマスクを着用する市民・子どもたちが見受けられることは想像に難くありません。

そもそも、令和5年3月13日に「マスク着用は個人の判断」となる前より、日本においてマスクの着脱は個人の判断であり、任意でした。しかし、なぜここまで我々市民および子どもたちの生活様式や意識に浸透してしまったのでしょうか。法的根拠もなければ、科学的根拠も様々な意見があり確かなものはない中で、個人の選択・自由・思想信条が尊重される余地もなく、ただ（感染症対策のために）“マスクを着用しなければならない”という盲信的な空気だけが広がり、日本の99%以上の人たちがマスク着用を常態化する、世界的に見ても奇特に映るマスク社会が出来上がりました。そして未だ根深く続いています。

行政だけの責任に限りませんが、コロナ禍と言われた3年以上ものあいだ、過剰ともいえる感染対策を最優先するあまり、生み出されてしまった日本独特の全体主義的な空気や同調圧力、同時に、失われてしまったものの大きさは計り知れません。その象徴的なものが、「マスク」です。

《子どもたちのマスクの問題》

特に、学校園における子どもたちは、我々大人が思う以上に酷く厳しい環境でした。心身ともに成長過程にあり、大人の2倍の酸素を必要とする子どもたちにとって、呼吸を制限するマスク着用の良いのか悪いのか、一切その是非も話し合われることなくマスク着用の指示が始まりました。繰り返し、教育委員会から学校園に通知され、学校園もそれに従い、文字通りマスク着用を子どもた

ちに徹底し続けました。

保護者に対しても同様です。例外が許されない一律の指示・指導がされ、マスクをしたくない児童、身体的や健康上の理由でマスクを着用できない児童に対しての理解や思いやりは、まるでありませんでした。その大人たちの徹底ぶりに、子どもたちはただ従うしかなく、3年間の内にいつしか常時マスク着用慣れ、当たり前となり、子どもたちの生活様式や意識をも変えてしまいました。この炎天下においても、マスクを外せない、あるいは外さない子どもたちが堺市にも未だ数多くいます。子どもたちにその判断を委ね済ますことではなく、マスク着用を3年間推し進めてきた堺市行政として、その責任の一端を担うべき問題です。

先月28日、山形県米沢市で部活動帰りの女子中学生が熱中症により命を落としました。もはやマスクの有無に関わらず、危険な暑さであることは間違いありません。命に関わる危険な熱中症を未然に防止する観点からも、この暑さの中、マスクを着用していることがどれほど危険なことであるか、丁寧に繰り返し周知していくことは喫緊の課題であり、堺市として今すぐ取り組むべきではないでしょうか。あらゆる世代の堺の子どもたちが、1日も早く安心してマスクを外していけるよう多角的な取り組みを求めます。

《学校現場のマスク着用の指示や指導の実態》

子どもたちの環境では、どのような指導がされ、どのような対応をされてきたのか。直接保護者に聞いた堺市内で実際にあった事案を記します。

マスクをズラして鼻を出しているだけで即、先生や友達から注意されるのはどの学校でも起きていたことです。酷い例としては、北区の小学校で鼻を出している児童が担任に指を差され「アウトー！」と他の児童の前で指摘されました。南区の小学校では、マスクを着用していない児童が「ウイルス撒き散らすな！！」と教師に怒鳴られました。この怒鳴った教師は他にも、肌が荒れるという理由でマスクが着けられない児童の荒れた顔をタブレットで写真に撮り、学校中の生徒にタブレットの写真を見せながら「〇〇はマスクが付けられません！ご協力よろしくお願いしま〜す！」と叫びながら学校内を練り歩く、という非常に不適切な行動を起こしており、教師どころか人としての資質を疑うような教師によって傷つけられた児童もいます。（この児童の保護者が堺市教育委員会に直接報告しています）

次に、未就学児に対する事案も含みますが、マスクが出来ないなら「教室から出なさい、マスクが出来ようになったら入っておいで」と活動の場から廊下に出されたり、マスクを外して少しでも喋ったら「マスクを外すなら喋るな！」と教師から言われたり、授業中の発言をさせてもらえなかったなども多く聞きました。また、マスクをつけていない児童が先生に近寄ろうとすると、手でストップのジェスチャーをして「近寄るな」というサインを送り、児童を近寄らせない教師もいたとのこと。

堺区の小学校では、事前に学校に伝えた上で「マスクは息が苦しい」と小1の児童が本人と両親

の意思のもと、ノーマスクで真夏の始業式に登校した際、校長、教頭に暑い廊下で止められ、その場に放置されたまま始業式の放送を聞き、2時間「マスクをしないなら教室にいけないよ」と校長、教頭に言われ続け、結局教室に行かせてもらえず、誰にも会わせてもらえないまま帰らされた事案（その後、マスクなしでは通えないとのことで1年生の2学期から2年生の1学期の間、一度も学校に行けず、欠席扱い）も起こりました。この件については抗議文に対し、当時の日渡教育長から当時の校長、教頭の対応について「問題なし」と回答が出されました。

令和4年に入り、ようやくマスク着用の考え方について変化が見え、厚生労働省・文部科学省から場面に応じた適切なマスクの着脱が通知され、加えて《本人の意に反してマスクの着脱を無理強いすることにならないよう、丁寧な周知をするように》との事務連絡が下りました。しかしながら、問題は、それが堺市内の学校現場や保護者にしっかりと周知徹底されていたのか、子どもたちの環境は緩和されていったのか、という点ですが、全くそうではありませんでした。

堺市内の事案として、令和4年12月13日堺市議会文教委員会の宮本恵子委員（当時）の【児童・生徒のマスク着用について】の質疑も是非参考にして頂きたいと思えます。令和4年10月19日付、文部科学省の事務連絡【マスクの着用に関するリーフレットについて（更なる周知のお願い）】に基づき、10月25日付で堺市教育委員会も学校園に対し《本人の意に反してマスクの着脱を無理強いすることにならないようにすること、マスクの着用について差別や偏見が起こらないよう指導すること》と通知しました。学校保健体育課長からの周知しているとの答弁でしたが、マスク着用による深刻な健康被害がでている児童と保護者が、マスクを外せるように学校に度々相談しているにも関わらず、教師による行き過ぎたマスク着用の徹底・指導の実態、アップデートされていくマスクに関する通知が、現場では周知徹底されていなかったことがよく分かります。

ほんの一部に過ぎませんが、子どもたちを取り巻く環境が3年間超、どれほど辛い状況にあったか、子どもたちの思いを察するに余りあります。

《子ども間でのマスクによる差別や偏見》

一方で、子どもたちにとって身近な大人（親や教職員）の姿、言動を見て、マスクをしない子は「悪い子」だという意識が子どもたちの中にも芽生え、子どもによるマスク警察の問題も非常に深刻でした。マスクをしていない子、ズラしている子が友だちや上級生に「マスクせえよ！」としつこく注意されたり怒鳴られることも日常茶飯事であったでしょう。中には、言葉の暴力だけでなく自分より高学年の児童に蹴られた子もいます。

次に、全て同じ南区の男の子が受けた話ですが、特に女子児童たちから「マスクつける」と散々言われたり、「〇〇くんがマスクしてないのに話しかけてくる」と同級生が先生に言いに行ったり、その子の前後の席の子たちが明らかに机を離して距離を取ったり、下校の際マスクをしていないその子が友達に近寄ると、保護者からクレームの電話が学校に入ったこともありました。中区の小学校では、マスクをズラして鼻を出していた女の子が、同級生に「人殺し！」と言われた事案も、友人

であるお母さんから直接聞きました。

《マスクをしない子は悪い子》

マスク警察と同時に、子どもたちがどういう心理状態まで追い詰められていたか、事案を挙げます。昨年西区の小学3年生の子は、長期間のマスク着用が原因で頬や口周りが赤く腫れ上がり、ヒリヒリする皮膚の炎症を起こしていました。(医師による診断済み)お母さんも「外していいんやで」とずっと声をかけ、この子本人もマスクを外したいという本心がありながらも、頑なに外そうとせずヒリヒリする顔の痛みを我慢しながらマスク着用を続けました。『口のまわりがすごく痛い。少しでもズラすと友だちに注意される。先生はズラしてもいいけど「しゃべる時は着けるように」と言われる。外すのが悪い子だから我慢する。着けなくても良い学校になって遊びたい』『病院にいったら学校に怒られる。友だちに知られたくない。我慢する』どちらも、この子の言葉のままです。学校からは「外してもいい」と言われていたそうですが、同時に「治ったら着けてください」とも言われていました。

上記にあげた具体的な事案は全て堺市内で起こったことです。人権都市堺市においても子どもたちの個々の人権よりも、マスクによる健康被害よりも(息苦しさ、頭痛、酸欠による意識喪失、皮膚の炎症など)、児童・生徒本人や、子の第一義的責任を有する保護者の意志よりも、感染対策が最優先された異常な3年間だったことは明白であり、子どもたちの環境では、安心して外したりズラしたり出来る空気は無く、実質強制的なマスク着用が3年間強いられてきたことは紛れもない事実です。

《堺市教育委員会の対応》

そのような3年間を経て、令和5年4月、ついに学校園における子どもたちのマスク着用の考え方が見直され、マスク着用を求めないことを基本とするとされました。この重度なタイミングでの堺市教育委員会学校保健体育課の対応が次の通りです。

世間一般的には、政府発表により令和5年3月13日を機に「マスクは個人の判断」とされました。しかし、学校における子どもたちに限っては4月1日以降の適応となりました。堺市教育委員会の学校保健体育課に理由を問い合わせたところ、『文科省にも確認した上で、学期途中で適応してしまうと混乱が起きるため、子どもたちだけは混乱がおきないように堺市も新学期からの適応にします』とお答えいただきました。

しかしながら、令和5年3月17日付で文科省から【新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について(通知)】という通知(4文科初第2507号)があったにも関わらず、それを踏まえて堺市教育委員会が学校園に通知を発出したのは、3学期の修了式前日の3月23日のことでした。4月以降のマスクの取り扱いについての、とても重要な変更点を修了式前日に通知され、学校は対応できるでしょうか。ほぼ全ての学校で4月以降のマスクに関して何も触れられることなく、保護者へのお便りも何もなく、春休みに入ることになりました。

したがって、4月10日の始業式には今まで通りマスクをして登校する児童の姿しかありませんでした。「混乱しないために」と言いながら、堺市教育委員会の対応を見るに、本当に子どもたちのことを1番に考えているのか、首を傾げずにはられません。(他市は文科省の通知から数日中に学校園に通知し、学校も対応していました)

《教育長のメッセージ》

また、春休み中、令和5年4月1日付で教育長のメッセージ【令和5年度からの学校生活に向けて】が出されました。幼児・児童・生徒、保護者、教職員に向けて書いてくださったメッセージで、特に「マスクをつけることのデメリット」「マスクをはずすことで得られるコミュニケーションの大切さ」、(それらについて)「ご家庭でお話していただきたい」と書かれてありました。堺市において、いくら要望しようとも今まで一度も公に取り上げられることのなかった文言です。とてもわかり易く良いメッセージでした。

しかしながら、この重要であるからこそ出された教育長メッセージに関しても、残念ながら全く子どもたち、保護者に周知されることはありませんでした。堺市ホームページ、各学校ホームページにリンクが添付されているのみで、春休み中にこの教育長メッセージにたどり着いた子どもたち、保護者が果たしてどれほどいたのでしょうか、どれほどの家庭で話し合う機会を持てたのでしょうか。このメッセージの宛て先である幼児・児童・生徒および保護者、教職員にあたる全対象者に対しては、少なくとも届けられるべきであったはずです。(改めて配布または配信を要望しましたが、新学期が始まったタイミングでも、それ以降も紙で各家庭に配られることもなければ、連絡アプリ等で配信されることもなく、1学期が終わりました)

《新学期の子どもたちと、不十分な周知》

マスクについての新しい通知や教育長メッセージは、結果的に児童・生徒および保護者たちに周知、理解されないまま春休みが終わり、前述の通り、変わらないマスク姿の子どもたちで迎えた始業式となりました。多くの学校では、始業式に《マスク着用を求めないことを基本とする》とした旨の保護者宛のプリントの配布のみでした。一部、口頭での子どもたちにもアナウンスがある学校もあれば、何もない学校もあり、その対応は学校ごとに非常にバラつきがありました。

直近の3年間、まるで強制かと錯覚するほど一律に「必ずマスク着用」を呼びかけ続けた徹底ぶりと比べ、一転、周知を進め理解を深めようとしているとは思えない一連の対応でした。「必ずマスクを着用しなさい」と何千回、もしかしたら何万回と言われ続けた子どもたち、実質外す選択肢すら与えられなかった3年間を過ごしたのち、安心して外せるような丁寧な説明すらされないままに「マスクはもうしなくて大丈夫です、外したい人は外して、したい人はして、自分で決めてください」と急に梯子を外された子どもたち。残念ながら、子どもたちの生活や意識の中に根付いたマスクは、紙1枚の通知や1回2回のアナウンスでは簡単には無くなっていきませんでした。

すでに暑さを感じる日も少くない頃でした。それぞれの校区で子どもたちのマスク着用状況に

ついて聞いたところ、限られた回答数ではありますが、1番多い回答は約9割、2番目に多い回答は約8割の子どもたちがまだマスクを着用している、という結果でした。(次に約7割、約10割…と続きます) アンケートとほぼ同時期に行われた体育大会や体育参観においても、昨年よりは減ったものの、マスクをしたまま徒競走を始めとする競技に参加する児童・生徒たちの姿があったと複数の保護者から聞きました。

梅雨が明け、厳しい暑さが続くようになり、やっと子どもたちのマスク姿も徐々に減ってきました。ただし、1学期終了時においても、マスクを外さない子どもたちは、決して少なくはありませんでした。

《今、大人が考え、すべきこと》

個人の判断となった今、特に、子どもたちに対して我々大人がしなければいけないことは、「通知を出して終わり」「判断を子どもに委ねて終わり」という無責任極まりない現状ではなく、コロナ禍の3年間を振り返り、反省し、この間に生まれた弊害を少しでも元通りに戻していく積極的な取り組みではないでしょうか。今のところ堺市ではそういう取り組みは皆無です。なぜマスクを外せるようになったのか、外した方がいいのか、特に子どもたちには根気よく、丁寧に伝え続けることが大人がすべきことです。

小学生は高学年になるに連れ、外さない傾向にあります。それに伴って、中学生・高校生と年齢が上がるに連れてマスクを外さない傾向が見て取れます。今年も、日傘を差し、ポータブルの扇風機を顔に当てながら、しかし、マスクを着用して炎天下を歩く高校生たちを見えています。非常に不自然な様で健全ではないな、と個人的には思いますが、「個人の判断だから」と見過ごす、もしくは受け入れることが大人のすべきことでしょうか。

今の高校生の子どもたちも3年前は中学生でした。赤ちゃん、幼児、未就学児、小中高生。どの世代の子どもたちにとっても、3年間という時間は大人の3年間とは比べものにならないくらい大切であり、心身の成長・発達も伴う重要な時間だったはずです。過ぎ去った3年間は戻りませんが、与えてしまった影響を最小限に留められるよう、堺市として取り組んでください。

見渡す限りマスク姿の人で溢れた世の中で育った子どもたち、常時マスク着用をはじめ、黙食、消毒などの過剰な感染対策を強いられ、様々な活動、経験、触れ合いの機会を3年間奪われ続けた子どもたちが、どれほど身体的、精神的、心理的な影響を受けているかは、これから中長期的に見て分かっていくことで、今は誰にも分かりません。

今もマスクを外さない子、外せない子にも、感染症への恐怖や、マスク依存や自分の顔を見せることへの羞恥心、自信の無さ、自己肯定感の低下など、それぞれに理由があるでしょう。一度慣れてしまったことを変えることは、逆に傷つけかねず、細心の注意が要ることになりますが、子どもたちの心身の健やかな成長を願うならば、色んな角度から根気よくアプローチし続けていくことは大切だと思います。今のままでは、梯子を急に外して放置しているようなものです。

今回はじめて、マスク着用にはデメリットもあるということ、コミュニケーションにも影響があるということが、教育長のメッセージに込められました。マスクのデメリットについて知るきっかけとなり、マスクの着脱について自分自身や家庭で考えるきっかけとなる重要なメッセージです。これまで、広報誌さかい、ゴルゴ13のポスター、市内を回るアナウンスカー、防災無線等で、マスクのメリットや感染対策になるという有効性ばかりが発信されてきました。

堺市では、熱中症以外のマスク着用による危険性やデメリットについて取り上げられたことはありませんが、今後大切なことは、一方的な発信ではなく、メリットとデメリットの両方を知った上で、親子で話し合う機会を設けたり、子ども同士で考えたり、市民一人一人が自分自身で考え判断出来るようなきっかけづくりであり、公平な情報提供や、継続した丁寧な呼びかけや啓発です。

マスクの具体的なデメリットや危険性については、コロナ禍より、熱中症以外にも慢性的酸欠・血中の二酸化炭素濃度の上昇・心拍数の増加・血圧の上昇・呼吸数の増加・心肺能力の低下・皮膚炎・頭痛・集中力の低下・思考力の低下・免疫低下などが言われています。幼児期・児童期・思春期の子どものマスク着用に関しては、上記に加え、口呼吸、口呼吸による虫歯の増加や歯並びの悪化、アデノイド顔貌、言語能力・運動能力・総合的な認知能力の低下、マスク依存による自己肯定感の低下、コミュニケーション能力の低下などが懸念されています。

教育現場、堺市教育委員会だけでなく堺市として、すべての市民へマスク着用によりデメリット、コミュニケーションの大切さ等、情報提供をし、脱マスクに向けた継続的な呼びかけ、啓発に積極的に取り組んでください。

《学校間での危機管理体制の構築》

この3年間、堺市内の小中学校で一步間違えれば最悪の事態になりかねない危険な事案を度々聞きました。コロナ禍1、2年目は、真夏の屋外の体育であってもマスクを着用して行う光景が当たり前になりました。体育大会の全体練習において集団で熱中症の症状で保健室に運ばれた堺区の小学校、体育大会でマスクをして徒競走を走った女子中学生がゴール後に倒れた事案もありました。同じ校区内の小学校と中学校では、冬の時期、マスクをして合唱中の女子児童と女子中学生がそれぞれ意識を失くして倒れた事案も立て続けにありました。

救急車を呼ばない限り、市教委への報告義務がないとのことですが、すぐに小中学校間で情報共有していれば、マスクの取り扱いについて等、注意喚起をしたり、未然に防げることもあったのではないのでしょうか。コロナ禍のような我々大人が誰も経験したことのない、マスク着用で学校生活を送る子どもたちを守るためには、リスク情報を共有し、未然に防ぐ体制が非常に重要ではないのでしょうか。月1回の校長会での情報共有では危機管理のスピードが遅すぎます。

また、危険なことが起こった際、そのクラスの保護者であっても何の情報共有もされないと聞きました。マスクを着用するということは、気温に関わらず酸欠により意識を失ったり、熱中症以外にも様々な危険な要因があるということの注意喚起になり、その情報は子どもたちを守るという観

点から、共有されるべきです。内々に収めようという体制をやめ、オープンな危機管理体制の構築を求めます。

以上の理由により、陳情いたします。

<陳情事項>

健康福祉委員会審査分

1. 「まず大人が外さない子どもたちは外せない」という観点から、マスク着用促進時に活用された広報誌さかい・ゴルゴ13のような啓発ポスター・アナウンスカー・防災無線などを同様に用いて、熱中症だけに限らないマスク着用による危険性やデメリット等について、幅広い市民への脱マスクを促す情報提供や呼びかけ、啓発の強化をすること。

文教委員会審査分

2. 学保第1009号【熱中症対策の一層の強化について（協力依頼）】にある通り、《登下校中や屋外での活動中、体育実技の場面等、熱中症を引き起こすことが懸念される場面において、マスクを着用している児童・生徒がいる場合、マスク着用の危険性を十分説明したうえで、はずすよう指導すること》について、二学期以降もマスク着用の有無に関わらず命に関わる暑さが続くことから、児童・生徒が安心して外せるよう根気ある指導、丁寧な説明を徹底すること。また、この内容について家庭はもとより、地域、医療関係者、子どもに関わるすべての関係者に周知を進め理解を深めること。少なくとも児童・生徒の各家庭には、配布もしくは連絡アプリ等も用いて保護者への周知を徹底すること。
3. 令和5年4月1日付で発出された教育長のメッセージ【令和5年度からの学校生活に向けて】について、幼児・児童・生徒、保護者、教職員に宛てられたものであることから、同メッセージの趣旨、内容、意図について全ての対象者に周知され、理解を深めること。
4. 堺市教育委員会からのマスクに関する通知は、保護者への周知の有無についてバラつきを避けるため、学校判断に委ねることなく堺市教育委員会から直接保護者に配布される形にすること。
5. マスクに関して、児童・生徒のみならず保護者への周知、啓発を促すため学校通信、学年便り、保健便りおよび学校ホームページや連絡アプリ等を活かし、『朝食を食べましょう』や『規則正しい生活を心がけ早寝早起きをしましょう』などの啓発と同様に）各家庭で保護者と児童・生徒がマスクについて話し合うきっかけとなるような注意喚起、デメリット、コミュニケーションの大切さなどの情報提供を定期的に行うこと。
6. 未だにマスクを外せない、外さない児童・生徒への多角的に寄り添った心理的ケアに取り組むこと。

7. 5類引き下げ後の体育大会などの学校行事について、子どもたちの貴重な学びや経験、他学年との触れ合いの機会などを重視し、学校によって公平性が欠けることがないようにすること。また、校長判断で行事の規模や制限を決定するのであれば、なぜその判断に至ったのか児童や保護者に正当な根拠を示すこと。
8. 堺市内の学校園で、児童・生徒の安心安全が脅かされるような事案が起きた場合、すぐに堺市内の学校園で情報共有する危機管理体制を構築をすること。

受理年月日 令和5年8月7日

公共交通について

陳 情 者 堺市南区
住みよい堺市をつくる会宮山台中学校区連絡会
代表 青 野 敬 次
堺市南区
二 木 知 恵 子

陳情の内容

堺市におかれましては、コロナ禍の中、高齢者をはじめ市民の健康と暮らしを守るために努力されておられることに感謝申し上げます。私たちが、2018年6月議会に提出しました陳情要求項目に対して事業者の南海バスは、「新規路線の開設は事業としての採算性、今後の発展性など、多角的な研究、分析が必要となり、慎重に判断が必要、即時の開設は致しかねますが、要望は今後の事業計画作成時の参考とさせていただきます。」との回答。堺市は、「今後も事業者と協力しながら公共交通の利便性向上に取り組みます」との回答でした。この5年間、私たちは、市民に堺市、南海バスの回答を伝え、要求実現の運動をつづけてきました。市民からは「この要求署名待ってたんや」「通勤通学など便利になる」「西区の人を泉ヶ丘に呼び込める」「地域の活性化につながる」「JR利用者から早く実現してほしい」など実現が待たれています。一方、泉ヶ丘周辺のまちづくりの進捗の状況では近畿大学病院が2025年11月に移転することが発表されています。人の移動が大きく変わると思います。高齢化も進み免許証返納者が増えています。日々の移動はバスしかありません。5年間に市民から寄せられた署名は3,000筆を超えています。住みよい堺市をつくる会が昨年行った市民要求アンケートで、堺市に力を入れてほしいことは、福祉の充実、教育の充実に次いで公共交通の充実（電車・バス）に対して多くの声が寄せられています。

市民の移動が保障される移動権、生活権は「生きていく上で最も生活実態に密着した重要な権利です。」堺市は、住民の暮らしを守る視点から考え私たちの要望の後押しをしてください。

私たちは、議会ごとに堺市への陳情、意見陳述を行いました。建設委員会では、「バス路線新設の要望は強いものがあり、鳳駅前バスターミナル整備も進み現路線の利便性が変わってくる。事業者の考えもありますが、行政の役割は、不採算であっても住民の移動する権利を保障していく立場で対応することが大事だ」「行政が利用者の声を聴いて企業ペースなく行政の関与が重要だ。堺市

は企業努力を引き出し、行政も支援し市民がくらしやすくしていくこと」との意見が出されました。

堺市は、私たちの要望を是非とも実現するために南海バスに働きかけてください。全国に誇れる堺市のおでかけ応援バス制度は市民の宝です。利用対象者を拡充してください。

私たちが要望する項目を一日も早く実現のためご尽力頂きますようお願いいたします。

<陳情事項>

1. 泉ヶ丘から JR 鳳駅へのバス路線の新設を南海バスに働きかけてください。
2. おでかけ応援バスを子ども・障害者・妊婦・生活困窮者にも適用してください。
3. おでかけ応援バスの乗り継ぎ制度の充実を南海バスに働きかけてください。

受理年月日 令和5年8月1日

公共交通について

陳 情 者 堺市堺区

堺市のバス・公共交通問題を考える会

事務局長 松 永 健 治

バス・公共交通について

陳情の内容

堺市及び市議会におかれては、この間、おでかけ応援バスの拡充に見られるように、高齢者及び住民の足の確保にご尽力されてきたことに、改めて敬意を表します。

さて、誰もが自由・快適で、安全・安価に“移動”できるかどうかは、市民の生活にとって不可欠であるだけでなく、地域社会・まちづくりの土台です。したがって、市民参加で、公共交通及び自転車で移動しやすく、快適に歩けるまちづくりをすすめるため、以下の通り要望します。

<陳情事項>

1. 市民参加で「公共交通基本条例（案）」の制定をすすめ、「生活交通は、生活に不可欠」「全ての市民の移動を保障する」を明確にして、まちづくりをすすめて下さい。
2. 社会的効果の大きい「おでかけ応援制度」を、高齢者だけではなく障がい者や子ども、生活困窮者に適用拡大して下さい。乗り合いタクシーを拡充して下さい。また、地域住民の移動の利便のため、目的地直行型のデマンド交通システムを、住民合意を前提にバスやタクシー事業者とも協議しつつ、慎重に具体化して下さい。
3. 市民からの要望もない「SMIプロジェクト（都心ライン）」については、直ちに中止し、市民によく利用されているシャトルバスを、事業者と市民参加で一層利便性向上に努めて下さい。
4. 「美原ライン」については、実験的運行を踏まえ早急に実施して下さい。ただし、美原区役所止まりの運行計画は、区役所以遠（さつき野 平尾 青南台）地域に延伸して下さい。
5. 各地域から出されているバス路線の拡充などを求める要望については、バス事業者任せにせず、必要な財政支援を行い、市民参加で実施して下さい。また、バス停の安全対策や快適

性確保も同様にすすめて下さい。

6. バスの乗り換え利便のため、駅や乗り換え停留所での乗り換え割引の導入への支援をして下さい。
7. 通勤通学の利便やまちづくりを考え、JR津久野駅に快速が停車するよう、JR西と交渉して下さい。
8. 住民の共有財産である阪堺線を守り、まちづくりに活かして下さい。
9. 泉北高速鉄道の「高い通学定期代」については、堺市の「通学定期代補助」を復活させ、未来を担う学生を支援して下さい。
10. バスや鉄道は、「公共交通」とされながらも、現在日本では、公的責任が曖昧にされたまま、民間事業者による独立採算制で行われていること自体に根本的な問題があります。まず、国民の「移動」を保障する法制度を国が整えること。それに伴う公的責任（財源はじめ）、特に国の責任・役割を明確にすることを政府に求めて下さい。
11. 自転車走行環境を安全・快適に走行できるよう整備して下さい。また、安全安心、快適な歩道・歩行空間の整備や横断歩道の安全対策をして下さい。特に、通学路（小中高）の安全確保は喫緊の課題です。危険な通学路の状況を調査・公表し、学校や地元自治会・警察とも協議して横断歩道の改善、歩道の整備・拡幅、道路標識の改善、一方通行化、信号機の設置など、出来るところから危険を取り除いて下さい。
12. シェアサイクルについては、ポートの設置場所を拡充するとともに、安価にすること。また、半日券や一日券など柔軟な使用体系をつくり、日常的にも観光にも便利で使いやすい制度にして下さい。

受理年月日 令和5年8月3日

公共交通について

陳 情 者 堺市南区

城山台回りのバス路線改善を求める会

代表 片 山 美智子

城山台からのバス利用に関するお願い

陳情の内容

南区は緑豊かで住みやすいところですが、坂が多く自動車が無ければ移動に不便です。長く住み続けるためには安全に出かけられるバスの利用が生活に欠かせません。高齢化が進む南区でのバス路線の充実をお願いいたします。

私たちは2021年9月より陳情書を出し続けています。私たちの要望に対し、昨年12月には「事業者との協議・調整の結果、実現したところもある」との回答をいただき心強く思っています。今後も事業者との協議・調整の取り組みをおこない、ぜひとも要望事項を実現させていただきたく、今回も陳情書を提出いたします。

市に陳情を出すのは、事業者への交渉だけではなく、市が市民のための公共交通を担ってほしいと願うからです。住民の要望は、「バスの本数を増やしてほしい」「反対回りの路線も欲しい」等たくさんあります。しかし、事業者では不便を感じている住民のために採算性を度外視した交通の充実は難しいものと考えます。だからこそ、堺市が積極的に市民の利便性向上のためのバス運行を考え実施していただきたいと思います。榎・美木多駅周辺の開発工事がおこなわれています。合わせて、南区役所近くを経由する路線をどうすれば実現できるのかを考えていただきますようお願いいたします。

堺市のふれあいバスは利用していた者にとっては大切な交通手段でした。公共交通は、大量輸送を担うだけではなく、利用者の利便性を図るという重要な役割を持つと考えています。利用者が多くなくても、必要な所に施策していくのが公共交通ではないでしょうか。乗り継ぎは、高齢者にとっても大変なものです。やがて、若い皆様方もお年を召されます。足腰が不自由になる時の事をお考えくだされば幸いです。堺市として、市民が市の施設を使いやすくする施策をおこない、高齢になっても住みやすい堺市であることを念願しています。

また、堺市がこれまで充実させてきたおでかけ応援制度をより拡充していただけるよう要望します。65歳にならなくても、自動車運転が困難である等、不便を感じている幅広い市民への利用を広げる施策をおこなってください。みんなが住みやすい堺市にさせていただくことが、より堺市の活性化につながると考えます。よろしくお願いいたします。

<陳情事項>

1. 南海バス城山台回り泉ヶ丘行きのバス路線を、途中で南区役所近くを経由する路線とし、南区役所に行きやすくなるよう南海バスへ働きかけ、改善の交渉をしてください。
2. 南区のバス運行を南海バスに任せるだけでなく、堺市として責任をもって、市民が便利に出かけることのできるバス運行を考えてください。
3. ふれあいバスを再開し、市民が市の施設を利用しやすくなるようにしてください。
4. おでかけ応援制度をより拡充し、幅広い市民が利用できるようにしてください。

受理年月日 令和5年8月3日

公園について

陳 情 者 堺市東区
大池・中池・甚平池に公園をつくる会
代表 岩 間 哲 朗

陳情の内容

堺市都市計画において、公園計画が決定している大池、中池及び甚平池（所在地 東区高松飛び地）の公園計画を早急に実施して頂きたい。

堺市が策定した都市計画では大池、中池及び甚平池を公園とすることが決定している。不動産仲介業者から、将来この地域に公園ができるからとの説明を受け、土地を購入し自宅を建てて移り住んだ者も多数いる。

しかし、東区では市民 1 人当たりの都市公園面積が堺市の北区や中区など他区の 2 割程度と低い水準に止まっているのが現状である。この地域には児童数 600 人を超える登美丘南小学校があるが、この児童たちの過ごす公園施設がないのが現状である。

子どもたちにとって安全で安心な公園環境の創設と整備、緑豊かな心の休まる環境の保全が必要とされている。

また、防災の面からも地域の広域避難場所としての公園の創設は大きな意味を持つ。広域避難場所として指定されている箇所は学校施設以外にないのが現状である。このように地域に広域避難場所として公園を創設することには大きな意義と役割がある。

堺市都市計画で公園と策定されて 40 年以上が経過する。しかし、現状は登美丘南公園という極めて小規模な公園があるのみである。よって、早急に都市計画に基づく市民公園の実現を進めていただきたい。

<陳情事項>

1. 堺市と当該池所有者である高松及び丈六自治会との間では、月 1 回程度の懇談会が持たれているとの話である。この懇談会で話し合われた内容を、広報などに掲載して広く市民に開示し周知して頂きたい。
2. 上記開催される懇談会に、公園建設予定地周辺住民の参加を認め、また参加を募って頂き

たい。

3. 公園の早期実現に向けて、どのような公園を作るのかなど、市の広報を使うなどして広く市民の声を聞き反映して頂きたい。
4. 40年以上が経過する中で、堺市都市計画に基づく大池、中池、甚平池の公園計画はどのような経過を得て現在に至っているのか、また今後の取り組み経過を知らせていただきたい。
以上、陳情します。

受理年月日 令和5年8月7日

交通対策について

陳 情 者 堺市東区
岩 間 哲 朗

陳情の内容

大池と中池（いずれも東区高松飛び地所在）の間にある堤を整備し歩道を設置して、三軒家浦芝地域住民の交通の便宜を図って頂きたい。

また、大池の周囲に遊歩道を設け近隣の住民が利用することにより健康の増進と健やかな生活がおくれるよう住環境の増進を進めて頂きたい。

この40数年間で三軒家浦芝地域では開発が進み、住宅戸数が増えて居住者の数は昔と比べ、非常に増加した。さらに、登美丘南小学校に通学する児童も増加している。

しかし、浦芝地域の住民は、長い間、大池の東側道路かあるいは中池、甚平池を西に迂回して高野線北野田駅に向かう道路を使うことを余儀なくされてきた。

大池、中池、甚平池が、浦芝地域住民の交通を妨げて、不便な交通事情を強いてきた。

<陳情事項>

1. 大池と中池の間にある堤を補強して歩道を増設することで、この地域の交通の便を図ること。
2. 歩道に連なって大池を周遊できる遊歩道を設置すること。

受理年月日 令和5年8月7日

堺環濠都市北部地区について

陳 情 者 堺市堺区

堺環濠北部の町なみを考える会

世話人 北 岡 秀 彦

垂 井 寛

浜 野 美智子

南部大阪都市計画都市再開発の方針で環濠都市（環濠エリア）を
分断しながら、景観に関する方針としては、『環濠エリア』
として整合を図るために必要な変更等について

陳情の内容

私たちは、関連する問題について、これまでに3回陳情書を提出しております。

令和4年8月8日、同年第3回市議会に対して、「南部大阪都市計画都市再開発の方針の変更、ならびに堺市歴史的風致維持向上計画・第2期計画について」と題した陳情書を提出し、9月22日の建設委員会において陳述もし、日本共産党の藤本幸子議員の委員外質疑も行われました。また、同年11月14日にも、第4回市議会に対し「南部大阪都市計画都市再開発の方針の変更内容と堺市都市計画マスタープランの記載内容との齟齬について」と題した陳情書を提出し、12月13日の建設委員会でも陳述しました。

そして、3回目の令和5年1月26日に提出した「堺市都市計画マスタープランの改定に伴い南部大阪都市計画都市再開発の方針に関する重大な変更がなされていないこと、また、令和4年第3回市議会建設委員会の質疑における問題点について」と題した陳情書についても、3月10日の建設委員会で陳述しました。

直近の3回目の陳情書にある「(1)堺市都市計画マスタープランの改定に伴い南部大阪都市計画都市再開発の方針に関する重大な変更がなされていないことについて」の部分に対する堺市当局（都市計画部都市計画課・都市景観室）の回答は、「南部大阪都市計画都市再開発の方針において、市街地における取組の状況などを踏まえ、環濠エリアは三宝・浅香山駅西周辺市街地と堺市都心周辺市街地に分かれておりますが、景観に関する方針としては、いずれも、『環濠エリアは歴史的建造

物やまちなみの保全と活用、これらと調和した魅力ある景観を図る』としており、環濠エリアとして整合を図っています。」というものでした。

しかし、堺市自ら、「環濠エリア」が「三宝・浅香山駅西周辺市街地」と「堺市都心周辺市街地」に分断して記述されていることを認めながらも、それを修正せず、放置したまま「景観に関する方針としては、いずれも、『環濠エリアは歴史的建造物やまちなみの保全と活用、これらと調和した魅力ある景観を図る』としており、環濠エリアとして整合を図って」としながら、実際に、どのようにして「整合を図って」るのか、市民には全く理解できないものでした。

つまり、「環濠エリアとして整合を図」るためには、まず「環濠エリア」がどこであるのか、その位置を明示して、市民のみならず、全ての人が理解できるようにして、客観的に評価できるようにしなければ、「環濠エリアとして整合を図って」るかどうかはわかりません。「三宝・浅香山駅西周辺市街地」と「堺市都心周辺市街地」の二つの地区には、環濠エリア以外の地域も雑多に含まれています。一見しただけでは、どの地域が、「歴史的建造物やまちなみの保全と活用、これらと調和した魅力ある景観を図る」べき「環濠エリア」なのか、わかりません。

南部大阪都市計画都市再開発の方針における「計画的な再開発が必要な市街地」の名称においても、「環濠エリア」の大部分が含まれる「堺市都心周辺市街地」には「都心」の文言があり、大体の位置がわかる上に「再開発の目標」のところには「歴史的環境の修復・保全と都心の憩いのある空間の整備を図る」という文章もあり、次の「土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新に関する方針」のところにある「環濠エリアは歴史的建造物やまちなみの保全と活用、これらと調和した魅力ある景観を図る」という文章と関連すると理解できないこともありません。

しかしながら、「三宝・浅香山駅西周辺市街地」では、市街地名称に「環濠エリア」を想定させる文言はなく、「再開発の目標」のところにも、「堺市都心周辺市街地」のように「歴史的環境の修復・保全」という文言も全くありません。最初の市街地名称と「再開発の目標」を見ただけでは、「環濠エリアとして整合を図って」る地域であることは、全くわかりません。そして、次の「土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新に関する方針」のところ、唐突に「環濠エリアは歴史的建造物やまちなみの保全と活用、これらと調和した魅力ある景観を図る」という文章が出てきても、一体、この市街地のどの地域が「歴史的建造物やまちなみの保全と活用」をすべき「環濠エリア」にあたるのか、一般市民にはわかりません。

しかも「三宝・浅香山駅西周辺市街地」では、もともと、歴史的建造物が多く残され、元禄の堺大絵図に表されている町割りがそのまま現代に残されている、全国的に見ても貴重な地区を「阪堺線綾之町停留場北側の密集した老朽木造住宅地区」という名称を付けて記載しているので、一般の市民のみならず、当該地区に居住している住民にとっても、この地区が「歴史的建造物やまちなみの保全と活用」をすべき「環濠エリア」とは、即時には理解できない状況です。

ただ、ここに記載されている「阪堺線綾之町停留場北側の密集した老朽木造住宅地区では、建て

詰まりの解消を図る」の文章に、南部大阪都市計画都市再開発の方針の変更前のように「歴史的なまちなみの保全を図るとともに」という文言が消されないで残っていれば、そのすぐ下に記載されている「環濠エリアは歴史的建造物やまちなみの保全と活用、これらと調和した魅力ある景観を図る」という文章から、「阪堺線綾之町停留場北側の密集した老朽木造住宅地区」が「環濠エリア」なのか、と不十分ながら想像することもできますが、「歴史的なまちなみの保全を図るとともに」という文言を削除してしまったので、「阪堺線綾之町停留場北側の密集した老朽木造住宅地区」が、「歴史的建造物やまちなみの保全と活用」をすべき「環濠エリア」であるとは、ほとんどの人にわからなくなってしまいました。

以上のように、私たちの陳情に対して、「景観に関する方針としては、(中略)環濠エリアとして整合を図っています」と回答されても、都市計画図書からは、整合が図られていることが客観的に理解できないようになっていきます。本来の都市計画図書において、「環濠エリアとして整合を図」っていることがわからないようでは、全く意味はありません。

「環濠エリア」を分断した上で、「環濠エリアとして整合を図」というのであれば、少なくとも市街地名称では「三宝・浅香山駅西周辺市街地」を「環濠北部・三宝・浅香山駅西周辺市街地」に変更し、「阪堺線綾之町停留場北側の密集した老朽木造住宅地区」についても、そのすぐ後に「(=環濠北部エリア)」というように加筆していただく必要があります。もちろん、これでも不十分ですが、現在の訳のわからない状態よりは少しは市民が理解できるものとなると考えます。

都市計画図書は一般市民にはわかりにくいものですが、市民にとって大変重要なものでもあります。都市計画の基本となる都市計画図書を市民にわかりやすく提示するのは、行政にとって、まちづくりの基本であり責務と考えます。堺市行政が、市民に対して、その責務を果たされることを期待します。

以上のように、堺市が「景観に関する方針としては、(中略)環濠エリアとして整合を図っています」というのであれば、まず、市民に「環濠エリア」がどこであるのか明確に示す必要があります。そのためには、上記のように、最低でも、「三宝・浅香山駅西周辺市街地」を「環濠北部・三宝・浅香山駅西周辺市街地」に変更した上、「阪堺線綾之町停留場北側の密集した老朽木造住宅地区(=環濠北部エリア)」というように加筆していただくよう強く要望します。

受理年月日 令和5年8月7日

支援学校について

陳 情 者 堺市中区
八田荘団地自治会
田 部 健 治

宮園小学校へ支援学校（分校）設置の件

陳情の内容

気候気象の異変により猛暑が続くなか、堺市におかれましては市民の生活と生活環境の向上にご尽力頂き有難うございます。

さて、先般（6月27日）当自治会へ教育委員会よりお越し頂き、今回の宮園小学校への支援学校（分校）設置についてのお話を聞き正直驚きと耳を疑いました。

唐突な出来事であり、当自治会としては返答の仕様もなく引き取りを願いました。

その後、役員会において教育委員会よりの支援学校の対応について（提出資料）を検討した結果、事前の相談もなく計画ありきで、地元各関係者をないがしろにした一方的な対応には承服しかねる旨、令和5年8月7日付け下記項目に対する回答を求めます。

<陳情事項>

建設委員会審査分

1. 堺市は宮園町の「まちづくり」を大阪府と話しあっているのですか。
（大阪府営八田荘住宅 まちづくり基本構想）案、平成24年9月 大阪府・堺市のまちづくり基本構想をお聞かせください。

文教委員会審査分

2. 支援学校（分校）計画設計が委員会の中で優先し、地元はじめ各関係機関に対する事前の相談がないがしろになったとは思いませんか見解をお願いします。
3. 支援学校（分校）宮園小学校に至る経過は何時頃からですか。
4. 貴委員会としては、宮園小学校生徒数の減少と空き教室の活用をリンクしたのではありま

せんか。

5. 宮園小学校の児童数減少についての対応（地元自治会要望）貴委員会の対応をお聞かせください。
6. 大阪府とは宮園小学校児童数減少について、どのような話がなされてきたのか具体的にお聞かせください。
7. 支援学校（分校）の固定化をするつもりなのか、将来の展望をお聞かせください。

受理年月日 令和5年8月7日

支援学校について

陳 情 者 堺市堺区

堺市立支援学校保護者有志一同

代表 東 智枝美

亀 田 美和子

荒 谷 みどり

澤 村 理 恵

堺市立支援学校について

陳情の内容

平素は支援学校・支援教育の充実にご尽力いただき、ありがとうございます。

2月の本会議では、「支援学校の義務教育段階は堺市で」という方針確認に加え、第3の支援学校設置についても言及いただきました。全国に誇る歴史ある堺市立支援学校の価値と、また一方での窮状もあわせてご理解いただいていた回答であるものと、感謝しております。

国外国内のさまざまな情勢をふまえ、堺市立支援学校も歴史上の新たな転換期を迎えることになるものと感じております。時代の流れを受けとめて、保護者もともに支援学校の今後の展望について共有させていただき、私たちの立場でできることをぜひ協力していきたいと考えております。

支援学校を含めた堺市の支援教育全体が、今後さらに充実し、発展していくことを願って、次のように陳情いたします。

支援学校の問題解消について検討していただく中で、「狭隘化は両校の課題」ととらえていただいていることはありがたいことです。しかしながら両校の教育環境に大きな格差があることは堺市立支援学校の長年の課題であり、百舌鳥支援学校の「狭隘化」と「老朽化」はますます深刻さを増しております。同じ堺市民でありながら劣った水準の教育環境で日々我慢を強いられている百舌鳥の子どもたちの学校生活の様子には心が痛みます。この点を緊急最優先課題ととらえていただき、一刻も早い解消を切にお願いいたします。

そのような中でも、2月の本議会から半年を経過して、今議会では「第3の支援学校」について何らかの具体的な提案をいただけるものと、子どもたち、保護者とも、期待と不安が入り混じった

気持ちであります。

そこで、新しい学校を設置していただくにあたっては、支援学校について総合的に最もよくご存じの、現場の先生方の声を生かしたものにさせていただきたいと、強く願っております。また、一番の当事者である子どもたちが自分で伝えられない分、保護者も子どもたちの思いを代弁する立場で意見を伝えさせていただく機会を希望します。新しい学校の設置と今後の計画が、この先、支援学校の子どもたちを含めて堺市のすべての子どもたちのしあわせにつながっていくものになるようにと、切に願っております。

なお通学バスについては、今年度両校に増便いただいたものの、百舌鳥支援学校では増便分を超える児童・生徒の増加があり、昨年度よりも過密が進む事態となっております。早急な改善をお願いいたします。

また、「安全快適な運行」とは言えない状況が両校で見受けられ、学校とバス会社との話し合いでは解決が難しい。「堺市立支援学校通学児童生徒送迎業務仕様書」に則っていない例が多数ありますので、児童生徒数に応じた増便とともに、仕様書の確実な履行について一層のご配慮をお願いいたします。

<陳情事項>

1. 「堺市立支援学校狭隘化・老朽化問題解消対策会議」で諸課題について検討していただくにあたり、そのベースとなる堺市立支援学校の今後の方向性、将来的なビジョンについて、堺市としての考えをお示しく下さい。(国連勧告や、文科省の特別支援学校を小中高校と一体化して運営する方向へ向かう方針ともかかわって)

2. 緊急課題である百舌鳥支援学校の「狭隘」「老朽」問題にかかわって

(1) 百舌鳥支援学校の「狭隘」問題について、どのような状態になることで「解消した」と言えると考え、目標にさせていただいているのかをお示しく下さい。

例えば児童生徒数で言えば、本来のホームルーム教室として使用可能な24教室分、最大約140人が百舌鳥の「施設設備に応じた適正人数」であると私たちは考えます。140人以内になることが「狭隘問題の解消」と言える一つの目安ととらえていますが、それによろしいでしょうか。

ちなみに上神谷支援学校については、元々ホームルーム教室だったのは40教室ですので、最大で約230人までが「施設設備に応じた適正人数」と考えています。

(2) 百舌鳥支援学校の「老朽」問題については、どのようにして「解消」しようと考えていただいているのでしょうか。3月の文教委員会では、「百舌鳥支援学校の現地建て替えは考えていない」との答弁がありました。つまり、形や方法はともかく「別の場所に百舌鳥支援学校の子どもたち全員が移り、現在の百舌鳥支援の施設が学校としての役目を終える」こ

とが「老朽問題の解消」になると考えてよろしいでしょうか。

3. 1および2をふまえ、2月の大綱質疑で回答のあった、「百舌鳥・上神谷以外の施設」で、「教育財産を中心に」設置予定の、第3の支援学校的具体案をお知らせください。(設置される「教育財産」の場所、設置形態、開校に向けてのスケジュールなど)
4. 3の「第3の支援学校」の具体的な設置計画を進めていただくにあたっては、現場の先生方や保護者へ市教委として直接説明していただくとともに、意見交換もあわせてできるような「説明会」「意見交換会」をぜひ設定してください。
5. 百舌鳥支援学校の通学バス2台の増便と、バス置き場の整備を早急にお願いします。また、上神谷支援学校についても、次年度の児童生徒数増に見合ったバス増便をお願いいたします。
6. バス増便に際しては、既存のバス、増便のバスとも「安全快適」な通学になることを第一に、「仕様書に基づき、信義に従い、誠実に業務を履行」という入札条件が守られているか、受注者からの文書報告だけではなく、発注者として確認・対応をお願いします。

受理年月日 令和5年8月7日

教科書について

陳 情 者 堺市西区

教科書を読む会

代表 松 浦 静 子

教科書採択時の展示場所を各区すべてに設置する要望

陳情の内容

教科書は子どもたちが学習するうえで、最も大切な役割を持っています。教育の仕組みの形が整っていない頃から、学ぶためには書物がいかに大切か、歴史にも刻まれています。

近代になり、教育制度が国家として整ってきたなかで、教科書の制度も随分と紆余曲折を経ました。しかしその中で、今ほどその中身が一人ひとりの国民に関心が持たれる時代はないのではないかと思います。なぜなら、地球上のすべての国が、一瞬のうちに時間を共有できる時代になったからです。

今まで専門家の領域と考えられていた教科書の内容に、市民が深く関心を持ち、子どもたちが何をどんなふうに進んでいるのか、心を寄せています。また、学校現場でも多くの情報が交錯する中で、子どもたちにどんな事柄を知らせていくか、その上でいかにわかりやすい授業ができるかを考えるためにも、教科書の内容は教師にとっても大変重要になっています。

昔は教科書が採択される年は、採択に諮られる教科書が学校に順次展示されるという時もありました。しかし、重要な教科書の役割が増すにもかかわらず、そのような取り組みは姿を消し、教育の専門家である教師が教科書の採択に殆ど関わる時間が無いという時代になりました。学校現場の多忙に加えて、制度としても関わりにくくなるというのは、大変問題だと思います。また、保護者の教科書閲覧要望の声に応え、教科書展示コーナーの各区図書館常設も含め、市民も教科書に関わりやすいものにしていく、というのが当然の方向ではないかと思います。

そのような思いから、教科書採択年に設置される新しい教科書の展示会場は各区に設けて頂きたいと思います。この80万の人口をもつ政令市である堺市で展示会場がただ一つというのは、あまりに教育への関心と呼び掛ける行政としてはお粗末なのではないでしょうか。しかも、展示会場を設置するのは殆ど予算がかかりません。各区にある図書館の一隅に、書籍を配架する棚を一台設け

るだけで済みます。6台棚を購入すればよいのです。

中区の同じ敷地の図書館と教育センターに二つあるというのは、市全体から見れば、1カ所しかありません。かつ、その場所の交通の便は大変悪く、時間もお金もかかります。

<陳情事項>

1. 全ての区で教科書の展示会場を設置してください。

その上で、現在の仕組みとして、以下の事情があると知りました。

- ・文科省は見本本の冊数の上限と送付先を定めているだけで、公費負担はしていない。
- ・見本本の印刷代や配送料は、出版者側の負担になっている。

2. 堺市における現在の見本本の冊数の上限について教えてください。

また、他の政令市等が複数の展示会場を設置しているが、平均的な数の展示会場を設置した場合の費用と、なぜ実現しているのか、またなぜ堺市はできていないのか、教えてください。

3. 堺市でも展示会場を増やすための費用を公費負担とし、見本本の冊数の上限を増やすように文科省に要請してください。

なお、出版労連が2023年1月19日に文科省の初等中等教育局教科書課の課長補佐2名と質疑応答や要望を伝えた「文科省レクチャー」を行いました。「採択用見本本の有償化」の質問については、次のような回答が口頭でありました。

【採択用見本本の送付については、教科書発行自体は公共性はあるが、一方で民間企業による営業活動の側面もあるので、公共性と営業行為性の両面があることと、現状、見本本の送付は義務ではなく、発行者の判断にゆだねられている点を考えると、見本本の有償化については営利活動かつ発行者の判断でおこなわれる点を考えれば、公費で支出することは文科省としては慎重な議論が必要という立場である。見本本の冊数を指定している法令上の根拠は、見本本の送付先および冊数の上限を定めた上で教育委員会および教科書発行社に文科省から通知をしているので、法令上で規定しているというよりは数値で示しているというところである。これは採択権者による十分な調査研究を確保するという目的もあるが、一方では、教科書発行者間における過度な見本本送付による競争を避けるという意味で一定上限を設けている。公益的かつ公正な教科書採択を確保するしくみであって、文科省では採択権者や教科書協会の意見を常に聞きながら、両者と合意した上で発行冊数の上限や送付先を決定している。】

4. 上記の内容を踏まえて、そのように費用がかかっているのなら、なおさら同じ敷地内の中区図書館でなく、当然別の区にしてより有効に市民に提供するようにしてください。そのような説明が今まで市教委からなかったことも大変遺憾です。

関連した質問です。なぜ政令市によって、会場数にそんなに差があるのでしょうか。例えば大阪は35カ所分の展示教科書を発行元が請け負っているのに、堺市はなぜ少ないのか。

上記の文科省レクチャーで「文科省では採択権者や教科書協会の意見を常に聞きながら、両者と合意した上で発行冊数の上限や送付先を決定している。」との発言も記録があります。

このことから、各教育委員会は冊数と送付先について文科省に要望をしていることが考えられます。教育委員会側の希望通りかどうかはわかりませんが、教育委員会は文科省に希望を伝える機会があるのではと推察します。堺市はそういう要望を出しているのでしょうか。教えてください。

大阪府のHPにある「令和6年度使用教科書展示会場」の一覧によると、「大阪市第1教科書センター」～「大阪市第8教科書センター」の8か所と、「〇〇区教科書センター」の所在地を、大阪市24区で見えていくと、次のようになっています。

24区のすべてに展示会場があり、下記の区には複数の会場があります。

旭区……………「大阪市第2教科書センター」「旭区教科書センター」の2ヶ所

西区……………「大阪市第3教科書センター」「西区教科書センター」の2ヶ所

生野区………「大阪市第5教科書センター」「生野区教科書センター」の2ヶ所

平野区………「大阪市第6教科書センター」「平野区教科書センター」「平野区第2教科書センター」の3ヶ所

東淀川区…「東淀川区教科書センター」「東淀川区出張所教科書センター」の2ヶ所

このように大阪市と比べると、堺市があまりにも少ないのはなぜなのか、疑問です。

5. 堺市でも展示会場を増やし、教師や市民が教科書に関心を寄せ、ひいては子どもたちの成長に関心が高まる土台作りに市として努力下さることを望みます。

受理年月日 令和5年8月4日

交通対策について

陳 情 者 堺市東区
岩 間 哲 朗

陳情の内容

大池の東側道路の通行の安全施策を実施し、生活環境の保全を進めていただきたい。

この道路は三軒屋集会所から国道310号線へと抜ける幅約3.5メートルの道路で、堺市が管理する。道路は登美丘南小学校の児童が通学するほか、府立登美丘高校や初芝高校、また北野田駅から私立精華高校に通う生徒たちの通学路として利用されており、通勤時の自動車交通量も増えている。

特に、近年になっては、開発の進行により、車両の交通量は増加の一方である。そのようななか、児童の通学路を確保するため、自宅車庫の規模を縮小して土地を堺市に売却するなどの対策により通学路が確保されてグリーンゾーンが作られた経緯がある。

ところが最近、大池の一部が埋め立てられて冷凍運搬会社が駐車場として利用している。常時50台ほどのトラックが出入りしており、通学児童にとっても危険な状況である。冷凍車の冷却のため一日中出す騒音にも苦情が出ている。

<陳情事項>

1. 安全な交通を実現するため、児童の歩行路を（通学路）確保し、維持して頂きたい。そのために、時間による通行止めや一方通行の規制など対策を取って頂きたい。
2. 冷凍車トラックの駐車場の出入りについては、通学路の確保や美化と共に安全配慮と住宅地の環境配備に十分心かける指導をして頂きたい。以上、陳情します。

受理年月日 令和5年8月7日

図書館行政について

陳 情 者 堺市北区

堺市の図書館を考える会

代表 吉 田 マリ子

堺市の図書館施策の充実を求めます

陳情の内容

私たち「堺市の図書館を考える会」は、1982年に堺市の各図書館を拠点として様々な活動を行っているグループや市民が集まり結成した団体です。堺市の図書館の振興発展を願い、これまで活動を続けてまいりました。

暮らしに、学びに、仕事に、地域づくりに、図書館は不可欠です。自ら学び続け、表現し、多様な価値観を認め、多様な文化を理解する。そのためにも家庭・地域・関係機関とともに連携をする機関が図書館です。子どもたちに豊かで多様な世界への入り口を用意することも必要です。また、長寿社会を迎えた現代において、豊かな老後の人生を潤すために高齢者への図書館サービスも必要です。

ずっと住み続けたいこの堺市に、赤ちゃんから高齢者まで幅広く堺市民にとって誇れる「知の拠点」である図書館の充実と発展を願い、以下のことを陳情し要望します。

<陳情事項>

1. 図書館の本・雑誌など資料を購入する予算を増額して「魅力ある棚づくり」をしてください。

政令指定都市としての図書館としてふさわしい蔵書を構築するには、市全体としての政策課題や高度化・専門分化する市民の資料要求に応えるために、基本的・専門的資料の充実を図る必要があります。地域づくり・まちづくりに関連する基本的・専門的資料などを整えてほしいです。

新鮮な書架をつくるために、新着図書や地域の特色を活かしたテーマ別展示、話題の本、社会的意義のある本など、利用者の知的好奇心を刺激する本の見せ方をする「魅力ある棚づくり」をしてください。そのためには、予算の確保をお願いします。

又、地域書店からの図書・雑誌購入に戻して、装備作業は地域の福祉施設と連携して障害者の雇用拡大など循環型地域経済の施策を進めてください。

2. 正規司書職員を継続的に採用して、カウンターを充実させてください。

貸出、返却カウンターは市民の図書館への要望を把握できる一番大切な場所です。正規職員によって、市民のニーズを把握できる体制を強化して下さい。

さらに、図書館は一番多くの市民が集う場所であり、様々な情報が自ずと集まってきます。これらの情報は、図書館活動の活性化だけではなく、住みよい街をつくるために活かすことが可能です。市の他職場と連携するなど、図書館職員のコーディネート力を生かす活動にも力を入れてください。

読書バリアフリー法が求めるアクセシブルな書籍の紹介コーナーを設置し、子どもたちが日常的に、多様な読書媒体と出合える機会を司書の力で発揮して整えてください。

3. 図書館は教育委員会の所管を維持してください。

図書館は教育機関です。生涯学習の拠点である図書館の働きは、地域の資料の継承や、人を育てる営為を含み、永続的に地域社会に資する活動です。こうした教育活動は、学校教育と同様に教育委員会のもとで行われるべきだと考えます。法の理念を尊重し、図書館が思想表現の自由、知る自由を守る役割を十分に発揮できるように、教育委員会所管を維持して、市内全館を直営で運営してください。

4. 新中央図書館の実現に市民の意見を十分に反映させてください。

2017年（平成29年）3月に、堺市図書館協議会から、「今後の中央図書館のあり方について」（答申）が出されました。これを受けて、図書館は必要な調査をし、又、市民に対して、パブリックコメントも実施し、2020年（令和2年）7月に「中央図書館基本指針～図書館サービス機能の向上のために～」を公表しました。

しかし、それ以来、新中央図書館建設に向けた動きは、市民に対しては何も示されていません。堺市の図書館は100年以上の歴史があり、市民が利用し続けてきました。全国的に見ても、これだけの歴史ある図書館は数少ないです。この歴史を踏まえ、答申を活かした新中央図書館建設計画を進めてください。

尚、基本構想、基本設計などの策定に当たっては市民の意見、要望など、市民の声を十分に聞いて下さい。

受理年月日 令和5年8月7日

学校図書館について

陳 情 者 堺市北区

学びを広げる学校図書館の会・堺

代表 巽 照 子

学校図書館の充実を求めます

陳情の内容

学校図書館法は、1953年に誕生して70年。どの子も利用でき、子どもの読書意欲や探究心を引き出し、支援して今日に至っています。私たちはこの学校図書館の普遍的価値を引き続き継続・発展させたいものと思います。

学校図書館には、読書活動や探究学習、障害のある子どもへの援助など教育活動を支援する専門的な学校司書の配置が不可欠です。また、それぞれの学校が、学校司書は「教職員の一人」であるという共通理解を深め、教員会議や校内研修への参加を奨励することが期待されています。学校司書の常勤学校では、図書館で子どもがよく本を読むようになったこと、教師と学校司書の協力で、図書資料を使った自主的な調べ学習が進んでいること、授業に使う図書資料の準備が行われることで、子どもの学習活動が広がるなど、教育効果が生み出されています。

しかしながら、学校司書の待遇は非正規雇用に置かれています。学校司書の職務は、学校教育や子どもの将来とかかわるものであり、労働環境の抜本的な改革を早急をお願いします。

私たち「学びを広げる学校図書館の会・堺」は、ひとり一人の子どもの育ちと学びを豊かに広げるために、「豊富な資料があって、子どもや教員に適切な資料を手渡していける専門的な技量をもった学校司書がいて、心安らぐ場でもある」そんな学校図書館の実現を望んでいます。またネットワーク化をはかり、図書館機能をより一層充実させることも願い、下記のことを要望します。

<陳情事項>

1. 専任の学校司書配置に必要な財政措置を実施するとともに、学校司書は教職員の一人であるという共通理解のもと、職員会議や研修への参加をできるように配慮してください。現状の有償ボランティアの対応ではなく、当面、交付税措置のある1.3校に1人学校司書を小・

中学校に配置してください。

2. 学校図書館図書整備等5か年計画に基づく地方財政措置（図書資料購入費、新聞購入費、学校司書配置費、図書資料更新費）の予算化を促進し、学校図書館の質的向上を図ってください。

来年度の小学校、再来年度の中学校の教科書改訂にあたり、各学校図書館に必ず教科書を蔵書として置いてください。

3. 学校司書は非正規雇用で、長く劣悪な労働条件に放置された状況にあります。

学校司書の職務は、本来正規の専門職司書で担うもので、それが難しいのであれば、経験を積み重ね、専門性を磨くことができるよう、待遇改善を早急にしてください。

- (1) 経験に応じた昇任昇格と専門的労働に相応しい賃金をお願いします。
- (2) 休暇等正規職員と同等の保障をお願いします。
- (3) 継続的な人材育成のために、有期雇用職員の無期転換をお願いします。

4. AI「チャット GPT」の急速な普及など、情報環境の激変に対応して、子どもの情報リテラシーを育てるため、新たな図書資料の拡充を促進してください。

5. 小・中・高校の図書館に、バリアフリー図書の展示コーナーを設置する等、特別支援学校の図書資料の整備・充実を促進してください。

特別支援学校の図書資料の不足は、障害者サービスに対する知識やノウハウの不十分さから起こっています。読書バリアフリーに必要な知識と技術を習得した学校司書の養成をお願いします。

6. いま、学校図書館は、これまでの読書中心の「図書室」から読書センター・学習センター・情報センターの三つの機能を持つ「学校図書館」に大きく変わろうとしています。市内小中学校で同一の蔵書管理システムを導入し、ネットワーク化を図るようにしてください。

全校の蔵書を有効利用し、統計処理など事務の簡素化をはかるため、蔵書のデータベース化を図り、貸出し・返却手続及び統計作業等を迅速に行えるよう努めることを学校現場では望んでいます。そのために、市内小中学校をオンラインでつなぎ、学校図書館の蔵書がすべての小・中学校で検索でき、学校間での資料の貸し借りがしやすくなるように、体制を整えてください。

受理年月日 令和5年8月7日

放課後施策について

陳 情 者 堺市北区

堺市立東三国丘小学校堺っ子くらぶ ヒガミク学童保育保護者会

代表 川 中 博 文

陳情の内容

平素は、堺市の放課後児童健全育成事業（以後、学童保育事業）にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

東三国丘小学校では、「堺っ子くらぶ」の学童保育事業である「のびのびルーム」に約 170 名、全児童対策事業の「すくすく教室」に約 150 名の子どもたちが在籍し、毎日放課後を元気に過ごしています。これは東三国丘小学校全児童数の約 1/2 を占める人数です。

堺市では、学童保育事業の利用者の増加に伴い、東三国丘小学校でも「堺っ子くらぶ」の利用者は年々増加傾向にあります。障害児童も利用しており、子ども達の安全な放課後生活を供給するには十分な空間と指導員数が必要です。

しかし、堺市で運営されている学童保育事業を見てみると、子ども達にとって過密状態の教室と、指導員不足が深刻な状況にあります。これでは一人ひとりの子どもに目が十分に行き届かなくなります。事故や子ども同士のトラブルも多発する可能性があります。

少子化対策として、仕事・子育てを両立していくためにも学童保育の必要性が一層求められている時代です。子ども達が安全な放課後生活を送れるよう対策を立て運営してください。

私たち東三国丘小学校「堺っ子くらぶ」ヒガミク学童保育保護者会は、貴職が子ども達に安心して放課後生活の供給、充実に向けて努力していただけるよう以下陳情いたします。

<陳情事項>

1. 洋式トイレがない、小便器の流れが悪く使えない、不具合の改善

洋式トイレが男子用にはなく、女子用に 1 つあるのみです。トイレについては、堺市の公立小中学校施設の洋便器トイレの設置割合が、全国平均（43.3%）より大きく下回る（全国 20 政令市の中でも最低の 20%）ことについて、2017 年 4 月に今後 10 年をかけて 60.0%をめざすと産経 WEST の記事に掲載されています。

特に男子トイレに洋式トイレが1つもないことに関しては、2019年8月にも陳情書をあげておりますが、いまだに設置されておられません。年々和式トイレが使えない児童が増え、洋式トイレしか使えない児童は、階の違う離れたトイレに連れて行くしかなく、そのために指導員1人が要員として必要になってきます。本陳情書3番にあるよう、指導員不足の中では洋式トイレの設置は緊急の課題であります。

小便器も水の流れが悪く、1つは使えない状態です。また、唯一の女子トイレの洋式は、鍵の不具合で、何度指導員が直してもドアの開閉時に勝手に閉まる時があります。トイレの床に関しては、水洗い清掃するタイルが滑りやすく滑って転倒し頭を怪我した児童もいました。保育スペースにあるトイレの管轄は、学校とは異なりますが、子供たちが安心して生活できるよう校舎建替え工事に合わせてトイレの環境を早急に改善してください。

2. 冷房設備のない保育スペースの検討

東三国丘小学校の「堺っ子くらぶ」は全校生徒の約半数である約320名の児童が利用する事業です。現在、校舎の増築工事により保育部屋が使えず、共用教室として3階郷土資料室を指定されています。しかし、冷房設備が備わっておらず、夏休み中の使用が出来ません。また、子ども達の在籍人数が多いため、教室が離れることで指導員の目が届きにくい現状があります。

学童保育のスペースを検討し、子どもたちの安全を十分に確保してください。

3. 指導員不足の解消対策

堺市では指導員不足が深刻な状況です。運営事業者が入札により複数社参集しましたが、どの事業者も指導員不足であり、子ども達の安全面を考えると不安を感じます。指導員不足を運営事業者の人員確保に頼るだけでなく、指導員が集まるよう市としても対策をとってください。

4. 事業者変更によるおやつ内容の悪化

学童保育のおやつ提供ですが、事業者変更により飲料類がなくなり、日持ちの良い乾きもののおやつが多く、子ども達から不評の声が上がっていました。

現在、若干おやつの内容に改善がりましたが、飲料の対応は不可とされています。食育は大切であり、添加物の少ないおやつを選ぶポイントを事業者選定時に重要視するなど事業者変更により利用者の満足度が下がることがないように運営事業者に丸投げせず、市として把握、指導してください。

受理年月日 令和5年8月7日

放課後施策について

陳 情 者 堺市北区

百舌鳥小学校のびのびルーム保護者会

代表 尾 形 真 世

山 片 京 子

村 田 和 隆

百舌鳥小学校のびのびルームにおける共用教室の確保と指導員の確保について

陳情の内容

1. 専門的に使用できる共用教室の確保及び確保できているとする理由について

平成 28 年 7 月 4 日に「混み過ぎの学童保育」のテレビ報道以降、コロナ禍による一時的な減少はあったものの、在籍児童数は増え続けています（平成 28 年 174 人→令和 5 年 8 月時点 275 人）。平成 29 年 6 月 19 日の文教委員会への陳情に対して「百舌鳥小学校におきましては今年度から増改築工事の設計を実施する予定です。その中で、開設時間帯に専ら使用できる教室の整備に努め、学校と調整することにより、子ども達が快適に学び、遊ぶことが出来る環境を整備いたします。」との回答がありました。令和 2 年度に百舌鳥小学校の新校舎が建設されたにも関わらず、当時教育長以下教育委員会が組織として百舌鳥小学校の保護者に約束した、専用教室棟の増改築に代わる「のびのびルームが専用的に使用できる共用教室の確保」が為されていません。昨年度に提出した陳情書（陳情第 59 号）に対する回答は「百舌鳥小学校のびのびルームにおいても、本市が開設している支援の単位に必要な活動場所は確保できており」と記載されており、当時教育長以下教育委員会との約束が果たされていません。「のびのびルームが専用的に使用できる共用教室の確保」とともに、なぜ昨年度の回答書では約束を反故にするような内容になっていたのかの理由をお教え下さい。

2. 指導員の確保について

従来から陳情し続けている内容であり、基本配置と配慮を要する児童への対応のため追加配置している指導員の確保をお願いします。昨年度に提出した陳情書（陳情第 59 号）に対して、「今年度、当該ルームを開設するために必要な放課後児童支援員等については 10 人としていますが、

概ね配置できていると認識しています。」と回答がありましたが、「概ね」ということは10人に満たない運営日があることを認識している、つまり条例違反であることを認識しているということになります。条例違反での運営がなされていることは大きな問題であり、加配を含めて補充を早急にお願いします。

受理年月日 令和5年8月7日

放課後施策について

陳 情 者 堺市北区
堺学童保育連絡協議会
会長 松 谷 有 紀

陳情の内容

平素は堺市の放課後児童健全育成事業（以下、学童保育事業）にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

私たち、堺学童保育連絡協議会（以下、学保連）は1970年に結成され、これまで堺の学童保育において、こどもたちの生活の充実と発展を願って活動をすすめてきています。堺の学童保育である「のびのびルーム」において、超大規模化の問題、指導員不足の問題、専用室の確保の問題は全市的な改善が行われず校区による差異が生じており、こどもたちの生活環境に大きな影響を与えており早期の解決を望みます。

さて、堺市では「のびのびルーム、堺っ子くらぶ」87校で大規模な運営事業者の選定が行われて4月から23校区で運営事業者の変更があり、指導員の交代や退職があり、これまでの保育の継続がスムーズにいったところとそうでないところがありました。

堺の子どもたちの放課後の生活の場として「のびのびルーム」「堺っ子くらぶ」の運営事業者の選定は大変重要な問題です。今回の大規模な運営事業者の選定が事業内容の充実・発展に向かうように願っています。

こどもたちの掛け替えのない放課後の生活を充実、発展させるために今回の運営事業者の選定について以下の項目を陳情いたします。誠意ある回答をお願いします。

<陳情事項>

1. 指導員の配置について

「仕様書」において指導員の配置は決められています。また、配慮の必要な児童への加配指導員も決められています。現場では指導員不足が改善されない状況が継続していて、夏休みの一日保育においても10時間、11時間勤務が連日行われています。指導員の配置について基本配置と加配配置に分けて充足率を校区ごとに示してください。

2. 研修会について

指導員への研修について事業者ごとに時期と内容を示してください。

3. 委託料における人件費

堺においても指導員不足は大きな課題です。堺市も指導員の雇用条件については運営事業者の裁量としていますが、事業の安定運営を継続する観点からも課題解決のために予算の確保に努めると回答しています。

そこでお聞きします。委託費における運営事業者ごとの人件費率についてお示してください。

4. 運営協議会の設置

学校にはPTA組織があります。堺市の放課後児童対策事業「のびのびルーム」にも保護者を組織してください。そして、「のびのびルーム」の充実・発展のために保護者、運営事業者、堺市教育委員会からなる「運営協議会」の設置と開催を求めます。

5. 施設、設備を充実させてください

夏休みなどの長期休業中、のびのびルームのこどもたちは朝8時から夕方まで約10時間を過ごします。こどもたちは、あそぶ、学習する、からだを動かす、外遊びをする、お弁当を食べる、おやつを食べる、ゆっくりと寝そべって昼寝もしたいのです。保護者はこどもたちが喜んでのびのびルームに通ってくれることで安心して仕事ができます。

学童保育事業の施設を共用教室ではなく、専用教室を組織数に応じて確保してください。校区によって児童数、組織数に違いがあります。使用できる施設によって活動内容に制限が加わります。

現場の指導員はいろんな工夫をして、子どもたちの放課後の生活を充実させようと努力していますが3組織以上のルームでは限界があります。どこの校区でも同じように活動できるようにしてください。

6. 堺市長の視察

6月に行われた市長選挙において永藤英機氏が堺市長として2期目を迎えられました。のびのびルームの事業の充実・発展のために、ぜひ、現場の視察を行ってください。よろしくお願ひします。

受理年月日 令和5年8月7日

令和5年 第4回市議会(定例会)陳情書綴

令和5年8月 発行

編集・発行 堺 市 議 会

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/shigikai/>

印 刷 真生印刷株式会社

堺市行政資料番号
1-B2-23-0022

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。